

平成27年度原子力総合防災訓練実施成果報告書 参考資料

第1節

- 資料1 平成27年度原子力総合防災訓練の概要
- 資料2 平成27年度原子力総合防災訓練の訓練内容
- 資料3 原子力総合防災訓練までの段階的訓練
- 資料4 原子力防災計画等及び訓練の継続的改善（P D C Aサイクル）

第2節 平成27年度原子力総合防災訓練の評価

3 訓練評価の概要（評価の観点を踏まえて確認等をした事項）

- 資料5 陸路避難時間
- 資料6 一時集結所までの避難時間（伊方地域）
- 資料7 一時集結所までの避難時間（瀬戸地域）
- 資料8 一時集結所までの避難時間（三崎地域）
- 資料9 海路避難時間
- 資料10 住民避難支援のための海路移動時間
- 資料11 各種船舶の三崎港までの移動時間見積等
- 資料12 三崎港周辺の気象・海象の年間傾向及びフェリー運航状況
- 資料13 気象・海象が住民避難に及ぼす影響（フェリーの運航の可否判断）
- 資料14 ヘリ映伝時の飛行経路と時間（1日目：施設敷地緊急事態）
- 資料15 ヘリ映伝時の飛行時間（2日目：全面緊急事態）
- 資料16 ヘリの飛行に関する時間見積

第3節

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

2 国が参加主体となる訓練

警戒事態

- 資料17 26年度及び27年度の総合防における警戒事態要請文の比較
- 資料18 O F Cの参集状況
- 資料19 （ケース1）陸路避難を実施する場合
- 資料20 （ケース2）陸路避難、海路避難等を実施する場合
- 資料21 オフサイトセンターでのリアルタイムの情報共有
- 資料22 オフサイトセンターの運営状況（初動段階の会議等）
- 資料23 オフサイトセンターにおける兵棋台活用による情報共有

施設敷地緊急事態

- 資料24 住民避難に係る意思決定の流れ（11月8日）
- 資料25 施設敷地緊急事態（10条）における避難の実施計画
- 資料26 施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針
- 資料27 26年度及び27年度の総合防における施設敷地緊急事態要請文の比較

現地への国職員・専門家の緊急輸送

- 資料28 愛媛県オフサイトセンターへの各移動経路
- 資料29 国の職員・専門家の緊急輸送（松山空港）
- 資料30 オフサイトセンターの運営状況（10条事象以降の会議等）
- 資料31 オフサイトセンター各班の主要業務
- 資料32 オフサイトセンターでの活動準備及びその活用状況

全面緊急事態

- 資料33 原子力緊急事態の危機管理体制（原子力災害対策マニュアル）
- 資料34 伊方発電所原子力災害対応体制（オフサイト）
- 資料35 情報伝達体系図（トップダウン）

- 資料36 情報伝達体系図（ボトムアップ）
- 資料37 全面緊急事態（15条）における避難の実施計画
- 資料38 全面緊急事態における防護措置の実施方針
- 資料39 26年度及び27年度の総合防における全面緊急事態指示文の比較
- 資料40 オフサイトセンターの運営状況（15条事象以降の会議等）
- 資料41 リアルタイムでの避難状況の把握
- 資料42 住民避難における通信網図（一例）

O I L 2

- 資料43 O I L 2におけるUPZ住民の一時移転の実施計画
- 資料44 O I L 2におけるUPZ住民の一時移転の実施方針

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3.1 PAZ及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

- 資料45 施設敷地緊急事態（10条）における避難の実施状況
- 資料46 PAZ圏内（伊方地域）R4の在宅要避難者訓練経路図
- 資料47 予防避難エリア内（瀬戸地域）R4の在宅要避難者訓練経路図
- 資料48 予防避難エリア内（三崎地域）R4の在宅要避難者訓練経路図
- 資料49 つわぶき荘（伊方地域）の要避難者の陸路避難
- 資料50 三崎つわぶき荘の要避難者の海路避難
- 資料51 串診療所（三崎地域）屋内退避要避難者の急患搬送

3.2 PAZ及び予防避難エリア内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

- 資料52 全面緊急事態（15条）における避難の実施計画
- 資料53 PAZ圏内（伊方地域）R4の一般住民避難者訓練経路図
- 資料54 予防避難エリア内（瀬戸地域）R4の一般住民避難者訓練経路図
- 資料55 予防避難エリア内（三崎地域）R2の一般住民避難者訓練経路図
- 資料56 予防避難エリア内（三崎地域）の一般住民避難者訓練経路図

3.4 UPZ内の一部住民一時移転実施訓練

- 資料57 O I L 2における一時移転の実施計画
- 資料58 O I L 2における一時移転の訓練経路図

3.5 交通規制・警戒警備訓練

- 資料59 交通規制訓練（交通規制・PAZ立入規制箇所）
- 資料60 予防避難エリア内（三崎地域）の住民避難における先導等訓練経路図
- 資料61 PAZ・予防避難エリア内（瀬戸地域）の住民避難における先導等訓練経路図

3.6 ヘリテレ映伝訓練

- 資料62 愛媛県警ヘリによる映像伝送（OFC）

その他

- 資料63 住民への理解促進手段の一例（台湾の例）
- 資料64 原子力防災の7つの留意事項（台湾の例）

別添資料 住民アンケート報告書

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認等

原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認

「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証

訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成27年11月8日(日)、9日(月)

3 訓練の対象となる原子力事業所

四国電力(株)伊方発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:愛媛県、伊方町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、

伊予市、西予市、内子町、山口県、上関町ほか関係縣市町

事業者:四国電力(株)

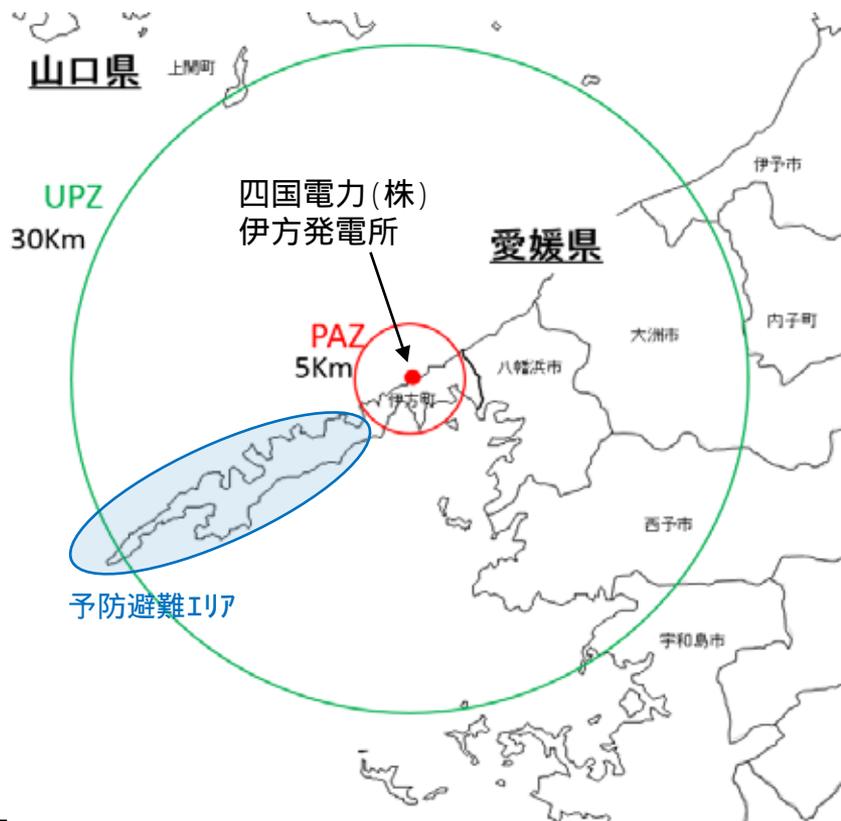
関係機関:放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

(1) 迅速な初動体制の確立訓練

(2) 中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練

(3) 全面緊急事態を受けた実動訓練



PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

予防避難エリア(PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

< 事態想定 >

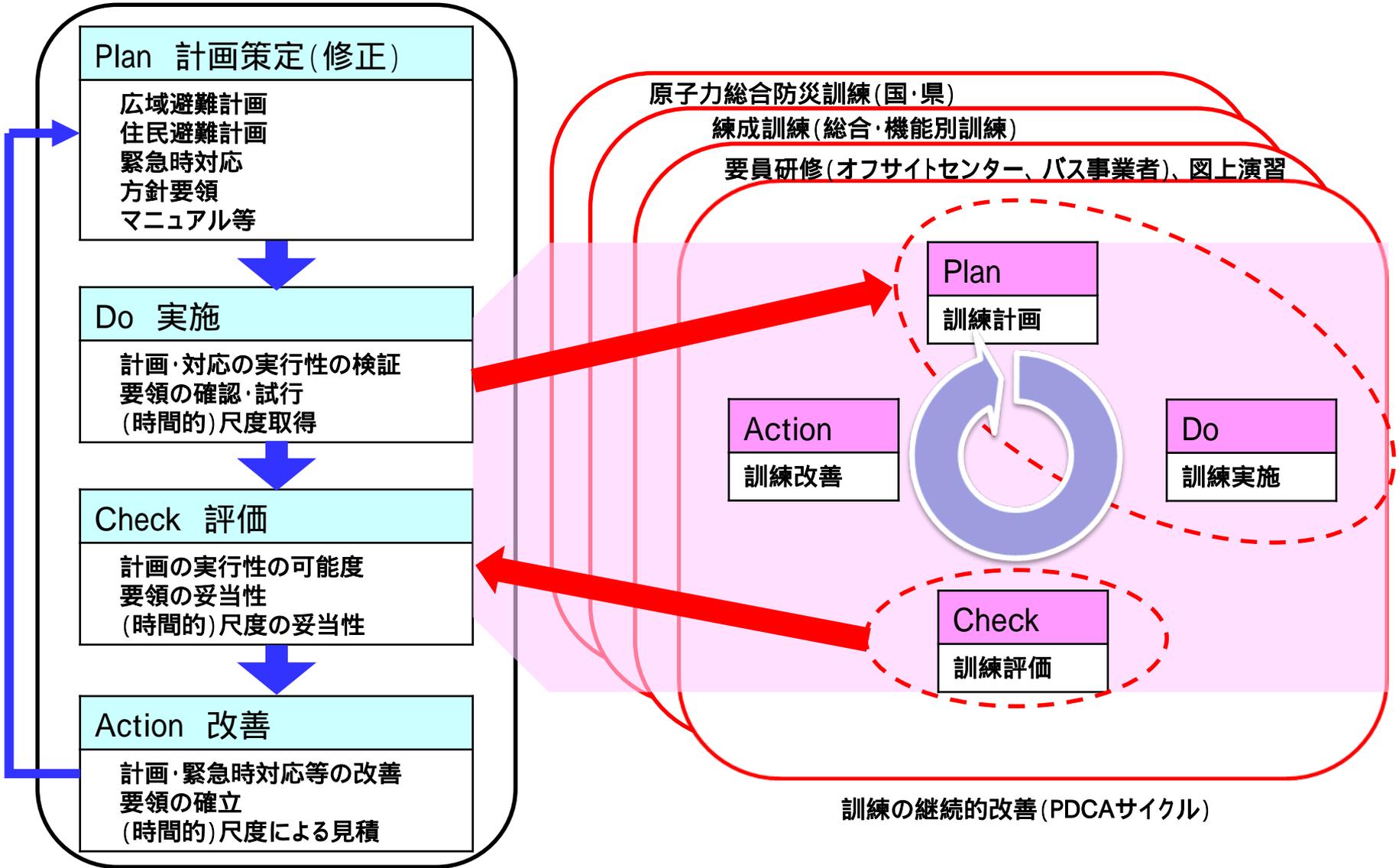
伊方発電所において、地震の影響による外部電源喪失を契機として事態が進展し、原子炉への注水機能喪失により全面緊急事態に至り、放射性物質が放出される事象を想定。

	1日目	2日目
午前	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p>警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立訓練)</p>	<p>全面緊急事態への対応 (全面緊急事態を受けた実動訓練)</p> <p>< 機能別訓練 > ・PAZ圏内及び予防避難エリア住民の避難 ・UPZ圏内住民の屋内退避</p> <p>< 機能別訓練 > ・緊急時モニタリング ・UPZ圏内住民の一時移転</p> <p>< 機能別訓練 > ・汚染患者の搬送・処置</p>
	<p>施設敷地緊急事態発生</p> <p>施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練)</p> <p>複合災害に対応した非対・原対本部 合同会議運営訓練 PAZ・予防避難エリア内要援護者の 避難訓練</p>	
午後	<p>全面緊急事態発生</p> <p>全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練)</p> <p>複合災害に対応した非対・原災本部 合同会議運営訓練 PAZ・予防避難エリア内住民の避難訓練</p>	
	<p>事業者訓練(事態収束活動)</p>	

原子力総合防災訓練までの段階的訓練

資料3

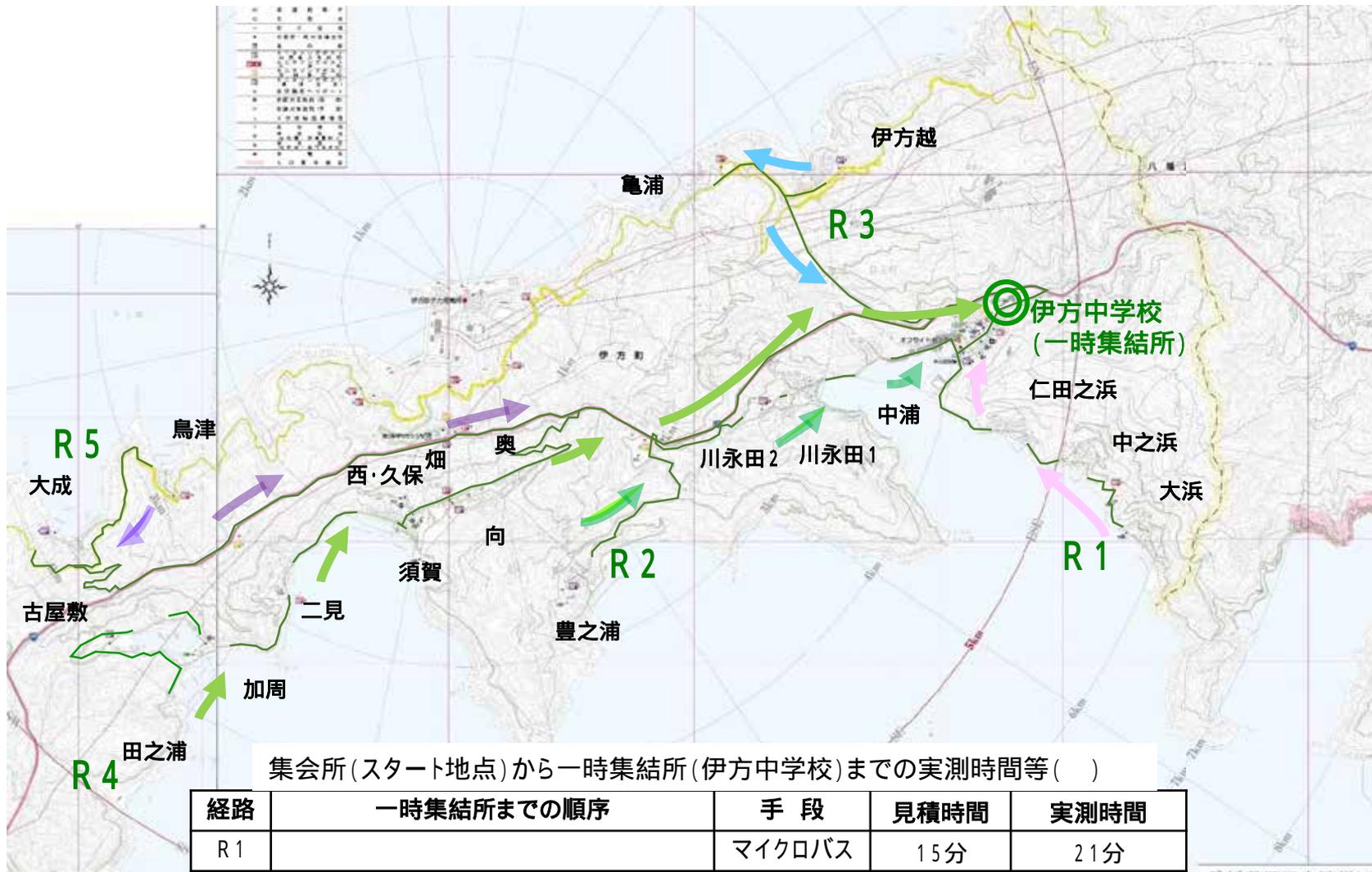
連番	時期	訓練名	訓練の狙い	訓練の概要	訓練習熟度
1	3月25日	第1回 官邸立ち上げ 訓練	官邸における勤務要領の確認、リエゾンの勤務要領の確認	・緊急参集要員の内、官邸で勤務する職員に対して官邸の立ち上げ・使用機材の設置について訓練し、時間尺度等を取る。	緊急参集要員に対する官邸の立ち上げ要領及び機材の取扱いについて班員相互自発的に実施
2	7月8日	第2回 官邸立ち上げ 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、官邸の立ち上げ要領について訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、官邸使用上の注意事項を徹底し、官邸設置機材の取り扱い要領について訓練を実施	新規要員に対して、共用会議室の立ち上げの完成形をイメージさせる。
3	7月9日	第1回 ERC機材取扱い 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、ERC・OFC要員に対し、使用機材の取扱いについて訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、ERCの機材の取り扱い要領について訓練を実施	ERCの使用機材について、自ら使用できる。
4	7月15日	第2回 ERC機材取扱い 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、官邸の立ち上げ要領について訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、官邸使用上の注意事項を徹底し、官邸設置機材の取り扱い要領について訓練を実施	ERCの使用機材について自ら使用できる。
5	7月16日	第3回 官邸立ち上げ 訓練	原災マニュアルの改訂・緊急参集要員見直しに伴い、官邸の立ち上げ要領について訓練する。	・新規緊急参集要員に対して、官邸使用上の注意事項を徹底し、官邸設置機材の取り扱い要領について訓練を実施	班員相互連携して官邸の立ち上げができる。
6	8月5日	総合防災訓練 説明会及び機能 班要員研修 (ERC要員・官 邸要員)	総合防災訓練の概要について説明し併せて、地域防災計画及び予防避難エリアの考え方について理解し、機能班内での認識の共有を図る。	・新規緊急参集要員に対して、座学形式で総合防災訓練のスケジュール、地域防災計画、予防避難エリアについて研修し、その後、各機能班での班長以下の機能班要員に対する勤務要領の研修、マニュアルの確認するとともに6日の訓練準備を行う。	研修の機会を通じて、機能班内の連携、勤務要領について理解し、緊急参集要員としての意識の高揚を図る。
7	8月6日	官邸・ERC 連携訓練	警戒事態～15条事態までの流れについて訓練し、主要幹部への適時の報告要領、原災本部設置までの手続きを確認する。	警戒事態～施設敷地緊急事態(10条事象)～全面緊急事態(15条事象)～緊急事態宣言まで	事故発生から一連の流れについて手順を確認(機能班長以下の参加)
8	9月4日	OFC要員訓練	OFC要員に対する勤務要領について訓練	時系列に応じたOFCの活動内容、特に県庁・関係市町との情報共有要領について訓練	活動要領の習熟
9	9月28日 9月29日	機能班別訓練	各機能班の活動要領の習熟	各機能班で準備すべき資料、マニュアルを作成	活動要領の習熟
10	10月20日	総合予行 (プレ訓練)	官邸、ERC、OFC等において、関係省庁、関係自治体、関係指定公共団体、事業者を含めた連携の確認(住民避難等は含めず)	・午前が1日目の内容の訓練 ・午後が2日目の内容の訓練 総合防災訓練のイメージが出来るよう訓練	総合防災訓練の一連の流れを短縮して実施し、準備の促進を図る。(関係省庁参加)
11	11月8日 11月9日	平成27年度原子力総合防災訓練			



原子力防災計画等の継続的改善 (PDCAサイクル)



伊方及び瀬戸地域の各一時集結所から避難経由所までの実測値(全面緊急事態: 2日目)



集会所(スタート地点)から一時集結所(伊方中学校)までの実測時間等()

経路	一時集結所までの順序	手段	見積時間	実測時間
R 1		マイクロバス	15分	21分
R 2		マイクロバス	20分	31分
R 3		ワゴン車	10分	15分
R 4		バス	32分	40分
R 5		ワゴン車	30分	29分

○: 徒歩誘導が必要な場所



経路	一時集結所までの順序	手段	見積時間	実測時間
R 1		ワゴン車	22分	21分
R 2		ワゴン車	10分	12分
R 3		ワゴン車	25分	31分
R 4		マイクロバス	30分	31分
R 5		ワゴン車	50分	41分



集会所(スタート地点)から一時集結所(三崎総合体育館)までの実測時間等()

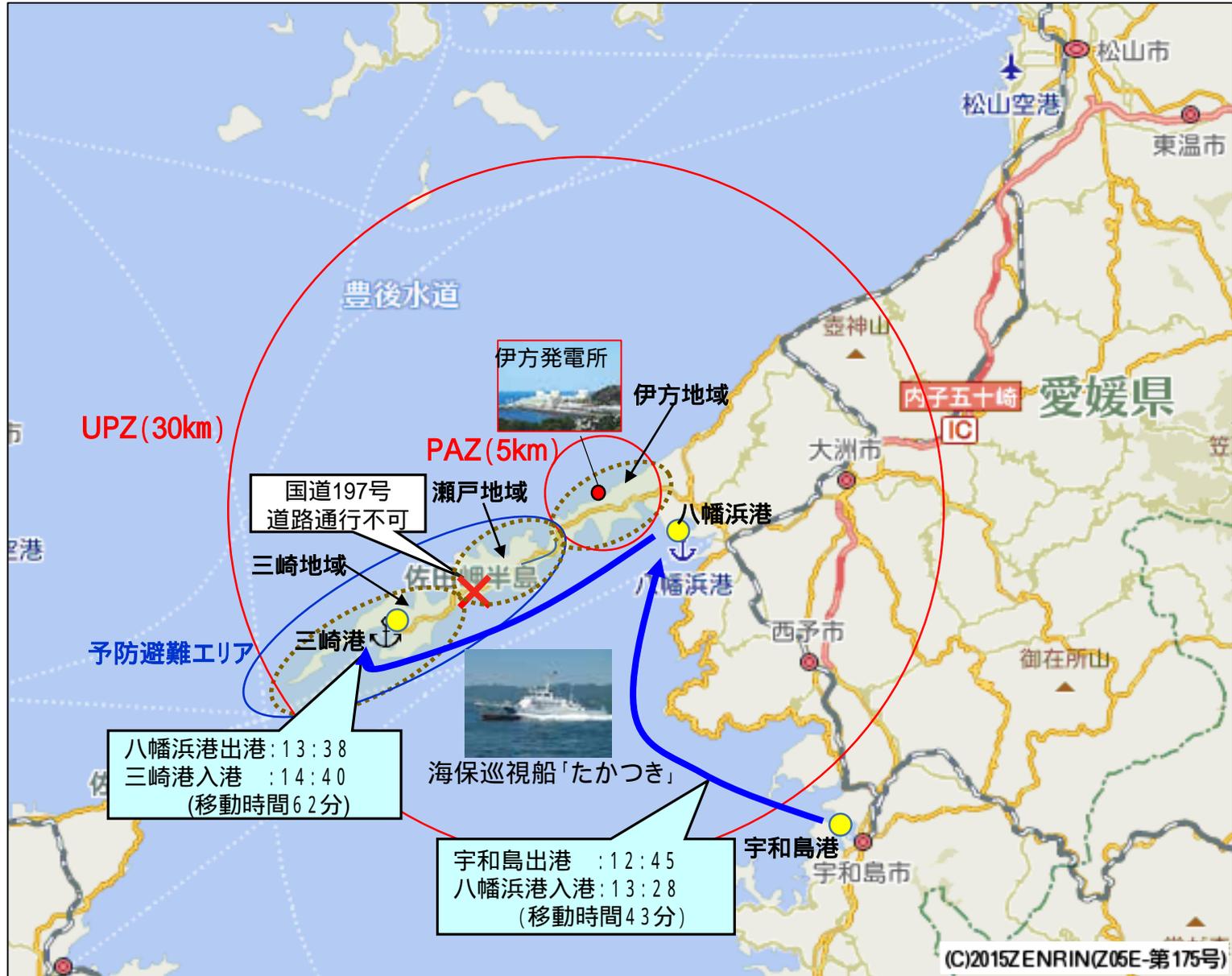
経路	一時集結所までの順序	手段	見積時間	実測時間
R 1		マイクロバス	35分	40分
R 2		マイクロバス	30分	24分
R 3		マイクロバス	20分	16分
R 4 - 1		マイクロバス	34分	47分
R 4 - 2		ワゴン車	20分	24分

○: 徒歩誘導が必要な場所



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

三崎港から大在港及び佐賀関港までの移動時間実績等(全面緊急事態2日目)



各種船舶の三崎港までの移動時間見積等

区 分	区 間	移動時間見積	その他	考慮事項
海上保安庁 巡視船 「たかつき」	宇和島港～三崎港 ()	約1時間30分	風、波の影響を受ける。	左記の時間見積 を理解した上での 輸送調整が必要
海上自衛隊 多用途支援艦 「げんかい」	佐伯港～三崎港	約2時間30分	休日の場合、派遣要請 を受けてから乗員の緊急 呼集に最大約2時間を要 する。	
	呉～三崎港	約6時間20分		
宇和島運輸 フェリー定期船	八幡浜～三崎港	約1時間20分	宇和島運輸の定期船は 八幡浜 - 別府間、八幡浜 - 臼杵間であり、三崎港は 現在、使用していない。	

八幡浜港を經由せず直接三崎港に移動した場合

冬季は風力及び風浪ともに強くなる傾向にある。夏季は台風の影響等もあり、気象・海象の状況をよく確認する必要がある。

三崎港周辺の風力及び風浪の出現頻度

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
風出現頻度 風力階級7以上 (1)	1.8	1.8	1.5	0.2	0	0.3	0	0.6	0.4	1.2	0.8	1.1
風浪出現頻度 風浪階級4以上 (2)	5.5	11.2	4.6	3.8	1.2	0.3	0.8	1.7	1.8	2.7	4.9	5.3

1:風力階級7:風速13.9～17.1m/s

2:風浪階級4:波高1.25～2.5m

単位:%(各月のデータ数(全年)に占める割合)

算定:海上保安庁海洋情報部HP日本海洋データセンター資料をもとに三崎港周辺のデータの数値を集計

平成27年運航状況(国道九四フェリー)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年
全運航便数	890	860	1,006	972	1,018	886	1,002	1,048	978	1,004	982	1,008	11,654
欠航数 (強風 波浪)	23 (強風 波浪)	0	10 (濃霧)	0	32 (台風)	10 (濃霧)	100 (台風)	48 (台風)	0	0	0	0	223
運航率	97.4	100	99.0	100	96.9	98.9	90.0	95.4	100	100	100	100	98.1

(国道九四フェリー(株)提供)

気象・海象等が輸送手段に及ぼす影響をあらかじめ把握しておく必要がある。
道路不通時には、気象・海象による影響、道路復旧の見込み、輸送調整の
状況等を考慮し、海路避難を行うか否かを判断する必要がある。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。また、視程が500mを下回る場合は、基準速力を減じて運航する。

気象・海象		風速	波高	視程
港名	佐賀関港	15m/s以上	1.5m以上	400m以下
	三崎港	15m/s以上	1.5m以上	400m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達する恐れがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 20m/s以上	波高 2.5m以上	視程 500m以下
------------	-----------	-----------

3 船長は、佐賀関港の発航前において、三崎港内のうねりが既に次に掲げる条件に達しており、かつ入港時までに回復の見込みがないと認めるときは、発航を中止しなければならない。

三崎港内のうねり	70cm以上
----------	--------

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

ヘリ映伝時の飛行経路と時間(1日目:施設敷地緊急事態)

資料14



松山空港
人員:3名
離陸時間:13:00
着陸時間:16:40
燃料給油時間:20分

・目標
伊方発電所
・時間(在空中時間)
15:55 ~ 16:15(20分)

伊方発電所

197号

・目標
海保「たかつき」(要員輸送等)
・時間(在空中時間)
13:25 ~ 13:55(30分)

● 撮影ポイント

← 飛行経路

ヘリ映伝時の飛行経路と時間(2日目:全面緊急事態)



松山空港
 人員:3名
 離陸時間:09:30
 着陸時間:10:55
 燃料給油時間:給油なし

・目標
 交差点通過時のバス
 ・時間(在空時間)
 10:05 ~ 10:10(5分)

・目標
 瀬戸地域避難住民バス
 ・時間(在空時間)
 10:15 ~ 10:30(15分)

・目標
 伊方地域避難住民バス
 ・時間(在空時間)
 09:45 ~ 10:05(20分)

伊方発電所
 瀬戸総合体育館
 197号
 伊方中学校
 新宮内交差点

378号

新宮内交差点	大洲西トンネル西側交差点
警女トンネル北側交差点	五郎駅前交差点
新田橋北側交差点	R56とR197の合流地点
瀬戸農業公園前	大洲南IC先交差点
大平交差点	しもなだ運動公園
江戸岡交差点	大洲IC先交差点
祇園橋交差点	四国たばこ耕作組合西側
岸本石油先交差点	とりごえ集会所先

● 撮影ポイント
 ← 飛行経路
 ← 車両通行の主要経路

ヘリの飛行に関する時間見積

区 分		時間見積	考慮事項
ヘリ運航	ヘリの在空時間	約1.5時間 (往復時間を含む。)	往復時間を含めたヘリの在空時間の把握とそれに基づくヘリ映伝の目標、時間、経路等の調整が必要
	松山空港(駐機場)から保内交差点(渋滞予想地域)までの移動時間	約12～13分(片道:海岸沿い。)	
	燃料再補給時間	約30分 (事前に連絡・調整により約20分)	
通 信	OFCへの可搬式アンテナ設置時間	約1時間/6人 (松山市内からの移動時間約1.5時間を除く。)	

ヘリ運航: 愛媛県警察が実施

通信: 四国管区警察局愛媛県情報通信部が実施

26年度

要 請 文

内閣府原防第1号
平成26年11月2日 時 分

石川県知事 殿
志賀町長 殿

内閣府特命担当大臣(原子力防災担当) 望月 義夫

原子力災害対策特別措置法第4条第2項に基づき、下記のとおり要請する。

記

志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の**施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施**すること。

27年度

要 請 文

平成27年11月8日 時 分

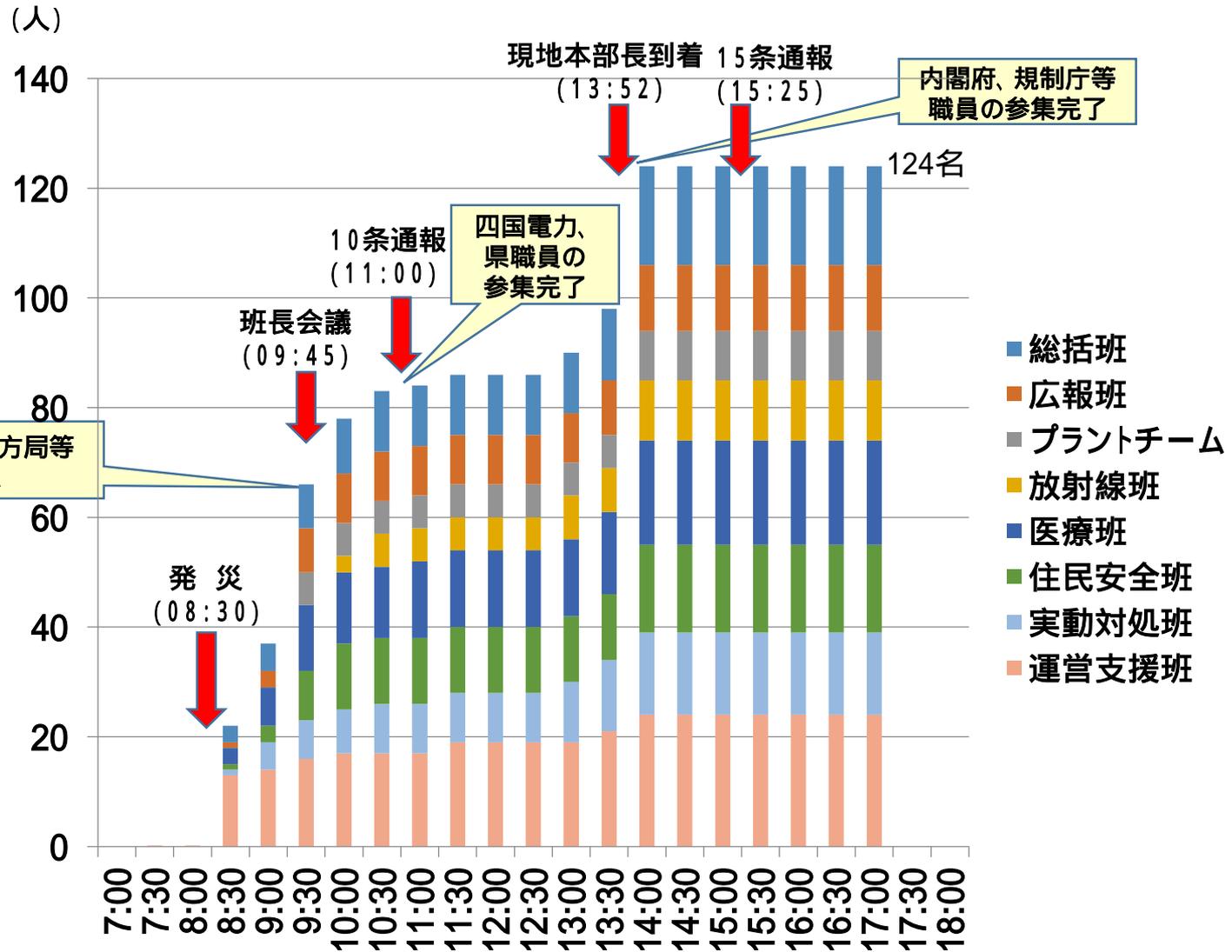
愛媛県知事 殿
山口県知事 殿
伊方町長 殿
八幡浜市長 殿
大洲市長 殿
西予市長 殿
宇和島市長 殿
伊予市長 殿
内子町長 殿
上関町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

本日午前8時30分に発生した愛媛県中予地方を震源とする地震は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したため、下記のとおり要請する。

記

- ・愛媛県、伊方町、四国電力株式会社伊方発電所のUPZに該当する八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町及び山口県、上関町は、**連絡体制の確立等の必要な体制**をとること。
- ・四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民の内、**施設敷地緊急事態要避難者は避難準備を実施**すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者であって、**避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避の準備**を実施すること。
- ・四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの**施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備**を実施すること。
- ・愛媛県及び山口県は、原子力規制委員会による**緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力**するとともに、**緊急時モニタリングの準備**を実施すること。



- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経由所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。

陸路避難(ケース1)

松前町へ避難



- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保出来る場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。

陸路避難・海路避難等一例(ケ-ス2)





愛媛県職員のOFC派遣
(指定公共機関の通信回線を用いた映像配信)



宇和島港から八幡浜港へ入港(ヘリテレ)



三崎港への除染要員・安定ヨウ素剤配布要員輸送(ヘリテレ)



除染要員の三崎地域派遣
(指定公共機関の通信回線を用いた映像配信)



班長会議の実施による情報共有(11月8日 09:45)



原子力事故警戒本部会議傍聴(11月8日 10:30)



原子力事故警戒本部会議傍聴後の班長会議(11月8日 10:45)

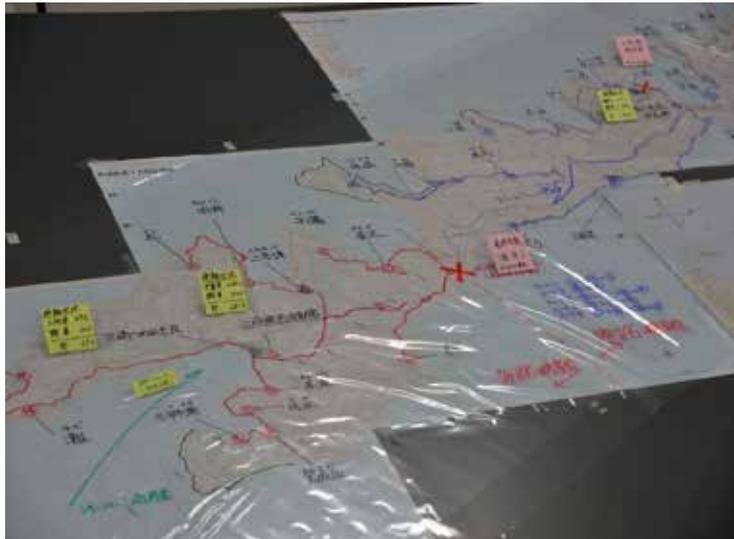




緊急時対応(ケース2)において、海路避難と陸路避難の地域を区別して記載



被害状況(桃色)及び実動部隊の現況(黄色)の記載



施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の記載



三崎地域の一時集結所の車両配置完了態勢時の記載

住民避難に係る意思決定の流れ(11月8日)

主要イベント	官邸	ERC	OFC	愛媛県	伊方町
08:30 地震発生					第1回伊方町災害対策本部会議 ・道路調査等被害状況を把握 ・国の要避難者の避難準備要請に備えた対応について協議
09:25 国道197号、三崎瀬戸境界道路陥没情報		施設敷地緊急事態要避難者への避難準備要請		対象住民への避難準備要請 第1回愛媛県災害対策本部会議 ・施設敷地緊急事態の実施方針(案)策定(三崎地区住民の海路避難)	対象住民への避難準備要請 第2回伊方町災害対策本部会議 ・海路避難、三崎地域への派遣職員及び移動手段の確保等を県に要請
TV会議(ERC、愛媛県、伊方町) ・被害状況、プラント状況を確認、施設敷地緊急事態における避難の実施方針(案)(海路避難)の決定					
11:00 原災法10条通報	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部会議 ・要請文発出を決定、実施方針の確認				第3回伊方町災害対策本部会議 ・10条通報の共有、要避難者への避難指示等 ・全面緊急事態に備えた避難準備に係る対応の検討
	・施設敷地緊急事態要避難者への避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の準備要請		第1回現地事故対策連絡会議 ・10条実施方針の確認	対象住民への避難要請、避難等準備要請 第2回愛媛県災害対策本部会議 ・10条実施方針の確認 ・副知事の派遣決定	対象住民への避難要請、避難等準備要請
非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議(内閣府8号館) ・自然災害被害状況、要配慮者避難状況の共有、要請文内容の確認、災害応急対策基本方針(案)を決定					
事業者通報			愛媛県副知事OFC到着 内閣府副大臣(原子力防災担当)OFC到着(OFCの体制確立)	第3回愛媛県災害対策本部会議 ・プラント状況 ・要配慮者避難、海保との調整状況報告 ・全面緊急事態実施方針(案)策定	第4回伊方町災害対策本部会議 ・要避難者の避難状況確認 ・15条避難に伴う対応を協議(住民への避難指示・誘導等)
			第2回現地事故対策連絡会議 ・施設敷地緊急事態に伴う状況報告 ・全面緊急事態実施方針(案)の決定		
15:25 原災法15条通報	公示・指示発出 原子力緊急事態宣言 原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議(官邸)		第1回合同対策協議会全体会議 ・実施方針の確認、各市町準備状況報告	対象住民への避難指示 第4回愛媛県災害対策本部会議 ・全面緊急事態実施方針の確認	対象住民への避難指示

施設敷地緊急事態(10条)における避難の実施計画

伊方町 対象者内訳	PAZ		予防避難エリア		合計
	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域		
施設敷地緊急事態 要避難者(人)	744	289	412		1,445



避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者

四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象(対象者数 1,445人)

- Ⅰ 学校・保育所の児童等
- Ⅰ 医療機関の入所者
- Ⅰ 社会福祉施設の入所者
- Ⅰ 在宅の避難行動要支援者 等

避難等に際しての基本的考え方

- Ⅰ 伊方地域と瀬戸地域については、陸路により松前町の避難経由所(松前公園)への避難を実施。
- Ⅰ 三崎地域については、道路寸断により陸路からの避難が出来ないため、海路により松前町等への避難を実施。
- Ⅰ 施設敷地緊急事態要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護施設(又は自施設内)に移動し、屋内退避を実施。その上で、施設敷地緊急事態要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を行う。

一般住民への措置

- Ⅰ 一般住民には避難準備を要請

26年度

要 請 文

内閣府原防第2号
平成26年11月2日 時 分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
七尾市長 殿
羽咋市長 殿
中能登町長 殿
輪島市長 殿
穴水町長 殿
宝達志水町長 殿
かほく市長 殿
氷見市長 殿

内閣府特命担当大臣(原子力防災担当) 名

原子力災害対策特別措置法第4条第2項に基づき、下記のとおり要請する。

記

- ・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀(しか)原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の**施設敷地緊急事態要避難者は、避難すること。**
- ・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く)は、**避難準備及び安定ヨウ素剤の配布準備を実施**すること。
- ・北陸電力株式会社志賀(しか)原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)の住民は、**屋内退避の準備を実施**すること。

27年度

要 請 文

平成27年11月8日 時 分

愛媛県知事 殿
山口県知事 殿
伊方町長 殿
八幡浜市長 殿
大洲市長 殿
西予市長 殿
宇和島市長 殿
伊予市長 殿
内子町長 殿
上関町長 殿

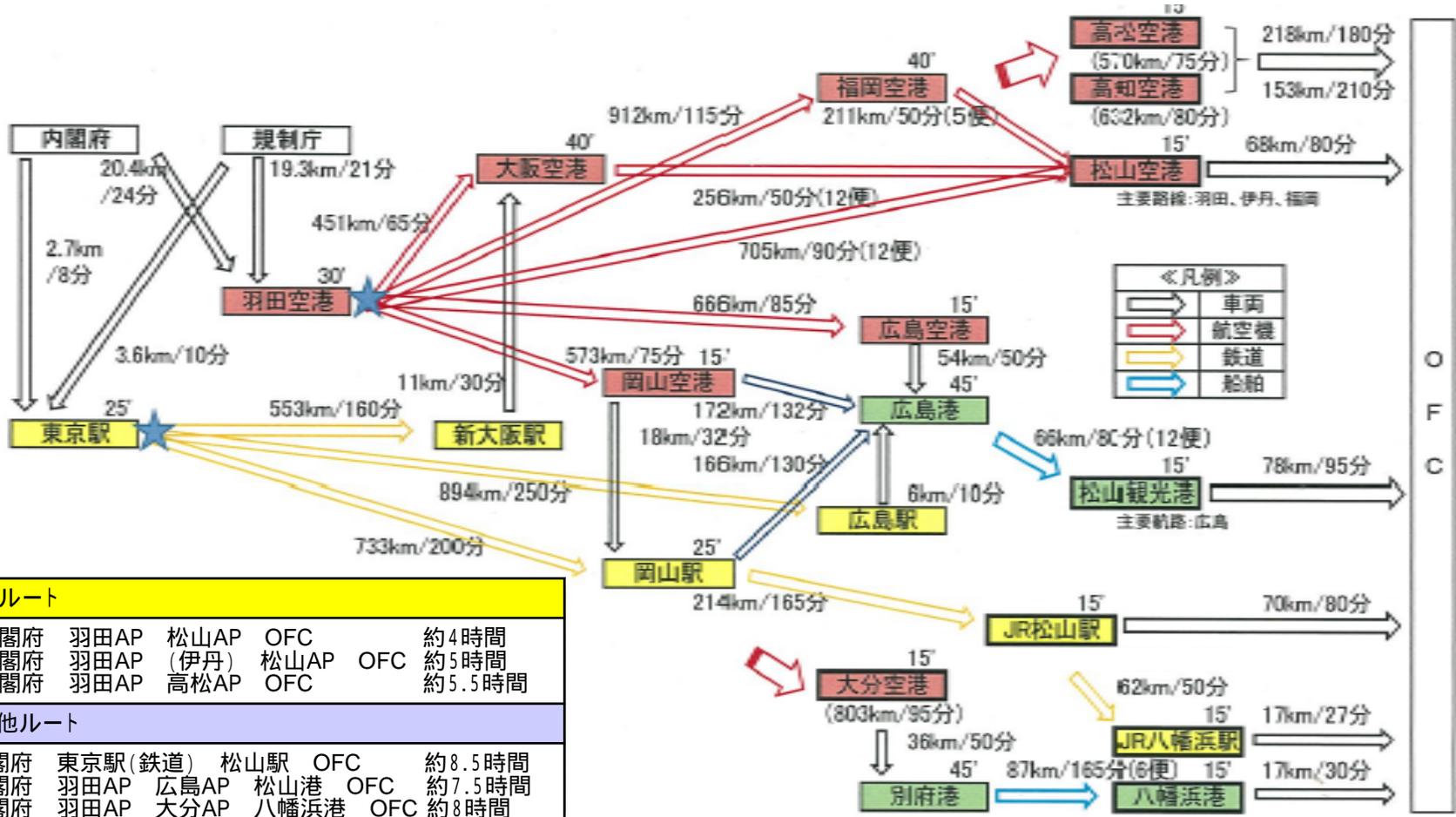
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

四国電力株式会社から伊方発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受けたので、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり要請する。

記

- ・四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民の内、**施設敷地緊急事態要避難者は安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。**ただし、施設敷地緊急事態要避難者であって、**避難の実施により健康リスクが高まる者は屋内退避すること。**また、予防避難エリアである佐田岬半島で道路の寸断が生じているため、陸路による避難が困難な地域については、**屋内退避をしつつ、順次海路等**による避難をすること。
- ・四国電力株式会社伊方(発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民(ただし、施設敷地緊急事態要避難者を除く。))は、避難準備を実施すること。また、四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民に対して安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・愛媛県**八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町及び山口県上関町**のうち四国電力株式会社伊方発電所のUPZの住民は、**屋内退避の準備を実施**すること。

愛媛県オフサイトセンターへの移動経路



基本ルート					
内閣府	羽田AP	松山AP	OFC		約4時間
内閣府	羽田AP	(伊丹)	松山AP	OFC	約5時間
内閣府	羽田AP	高松AP	OFC		約5.5時間
その他ルート					
内閣府	東京駅(鉄道)	松山駅	OFC		約8.5時間
内閣府	羽田AP	広島AP	松山港	OFC	約7.5時間
内閣府	羽田AP	大分AP	八幡浜港	OFC	約8時間

輸送支援が受けられる場合の想定ルート						
内閣府	車両(75)	入間(45)	C-1(90)	松山AP(15)	CH-47(30)	臨時HP 徒歩(15) OFC 約5時間
					車両(80)	OFC 約5時間

内閣府からの距離・時間	
入間基地	64km/75分
東京ヘリポート	16km/25分
立川	38km/50分

国の職員・専門家の緊急輸送 (松山空港)



松山空港の状況(11月8日 12:30)



自衛隊機搭乗・降機要領の遵守



代替手段役務バスの準備(松山空港事務所内)



第1回原子力現地事故対策会議(11月8日 11:35)



非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部会議傍聴(11月8日 12:00)



内閣府副大臣到着直後に第2回原子力現地事故対策会議を開催し、指揮転移を行って体制を確立(11月8日 14:05)



オフサイトセンター各班の主要業務

班名	総括班	住民安全班	実動対処班	運営支援班
主要業務	<p>会議の運営、関連事務、会議内容の関連機関等への伝達</p> <p>各機能班の情報集約、ERC総括班との情報共有</p> <p>被害状況・防災活動状況等の情報のとりまとめ、ERC総括班への伝達</p> <p>本部長指示等のOFC内への徹底、関連機関への通知</p> <p>その他重要事項に関する総合調整</p>	<p>災害関連情報の収集・整理及び関連部署との情報共有</p> <p>住民避難、避難に関する情報の収集・整理及び関連部署との情報共有</p> <p>避難活動、緊急輸送活動等に関する各種調整</p> <p>県、関係市町の要望の把握とOFC内、ERC住民安全班への伝達</p>	<p>実動組織の状況に関する情報の収集、整理</p> <p>OFC内での関連情報の共有</p> <p>実動組織支援事項に関する実動省庁、ERC実動対処班との調整</p>	<p>OFC入館管理、参集要員の把握</p> <p>OFCの環境整備、備蓄品を含む各種資器材の維持・管理</p> <p>参集者の食糧、日用品の調達・管理</p> <p>OFCにおける被ばく管理</p>

班名	医療班	放射線班	プラントチーム	広報班
主要業務	<p>住民の被ばく状況、医療活動状況に関する情報収集・整理</p> <p>ERC医療班、関連医療機関との連携</p> <p>安定ヨウ素剤服用等に関する各種調整</p> <p>被ばく医療に関する指導・助言</p>	<p>ERC放射線班、EMCとの連携、情報共有</p> <p>モニタリング実施計画、モニタリング結果等のOFC内での共有</p> <p>最新の気象情報の収集</p> <p>放射性物質汚染対策に関する指導、助言</p>	<p>プラント情報の収集、整理及び関連情報のOFC内へ提供</p> <p>ERCプラント班との情報共有(事故進展予測の入手を含む)</p> <p>プラント状況に関する関係自治体、プレスへの説明</p>	<p>中央でのプレス発表内容等の把握、報道機関への提供</p> <p>ERC広報班と連携し、会見資料の作成、記者会見準備、運営</p> <p>自治体の住民広報に関する調整、実施状況の把握</p> <p>プレスルームの運営(広報カメラを含む)</p>

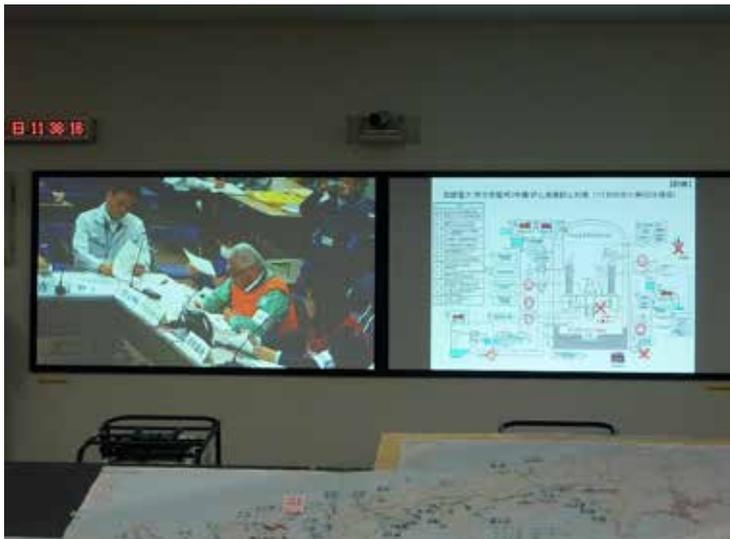
オフサイトセンターでの活動準備及びその活用状況



情報共有のための地図・兵棋の準備

区分	担当	業務内容	備考
調整官	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
調整官	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
調整官	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
調整官	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
調整官	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務
	調整	調整官業務 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に 調整官の業務は、調整官の業務に	調整官業務

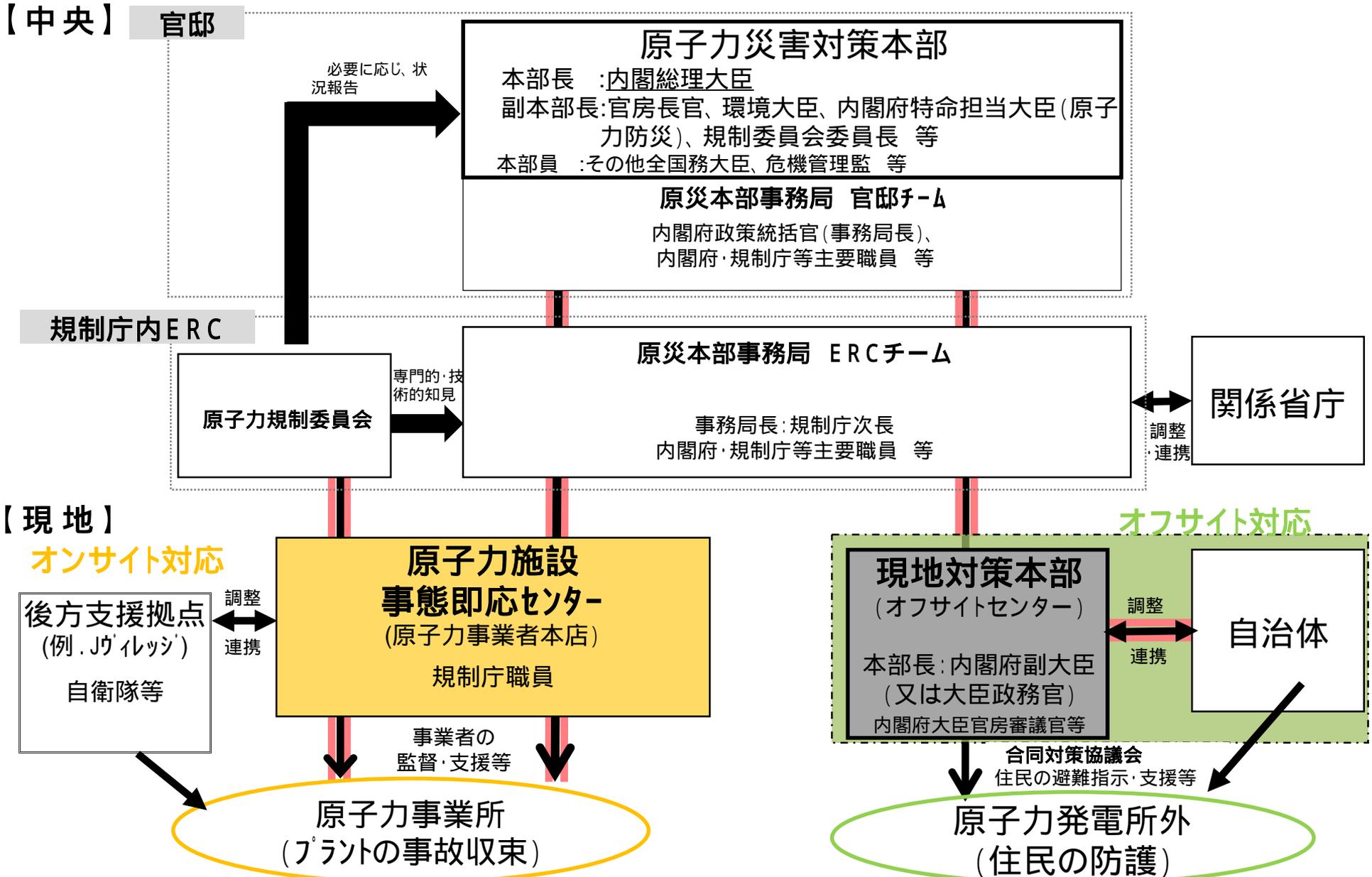
OFC総括班の役割分担表



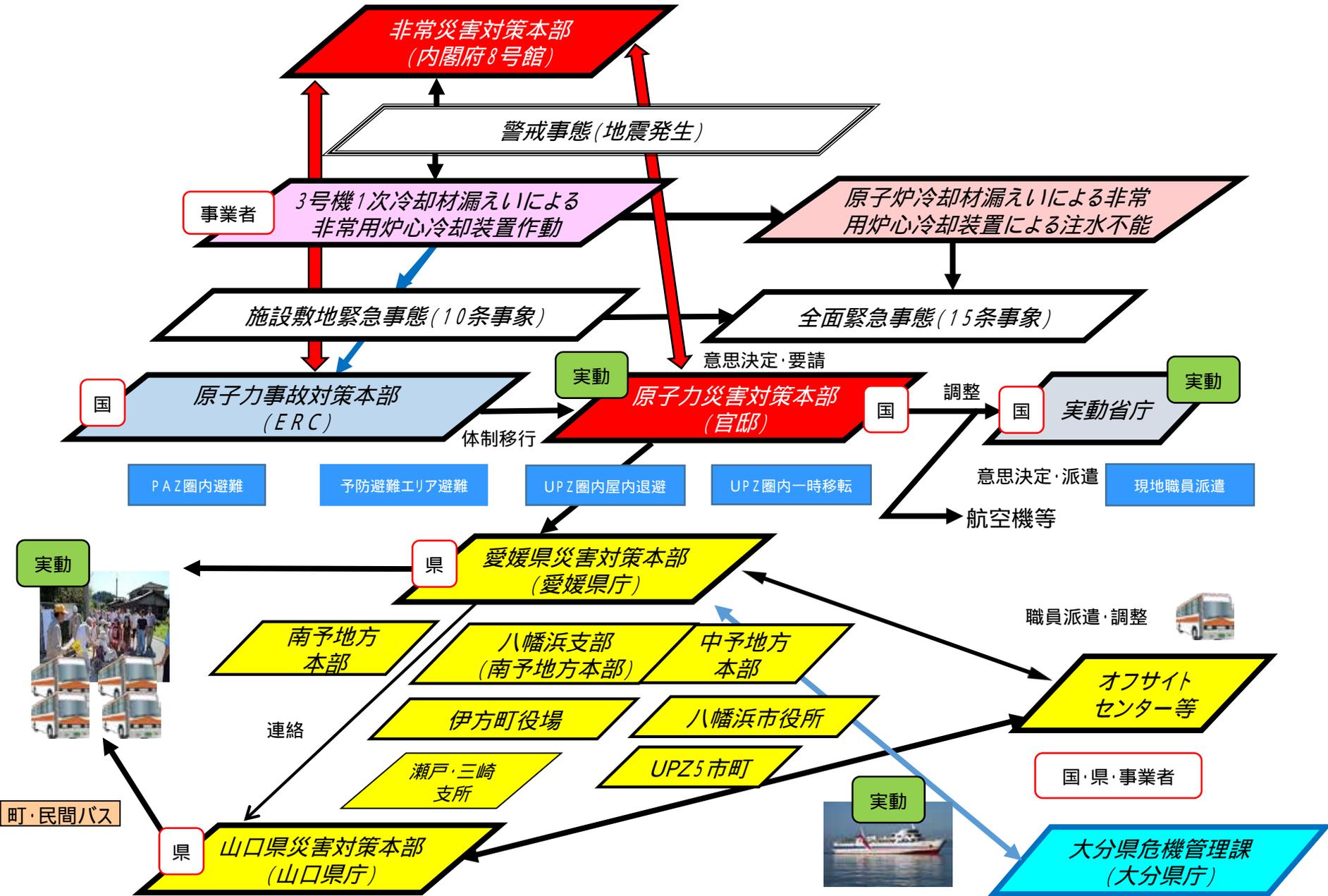
プラントチームによるチャートを用いた炉心損傷防止対策の説明

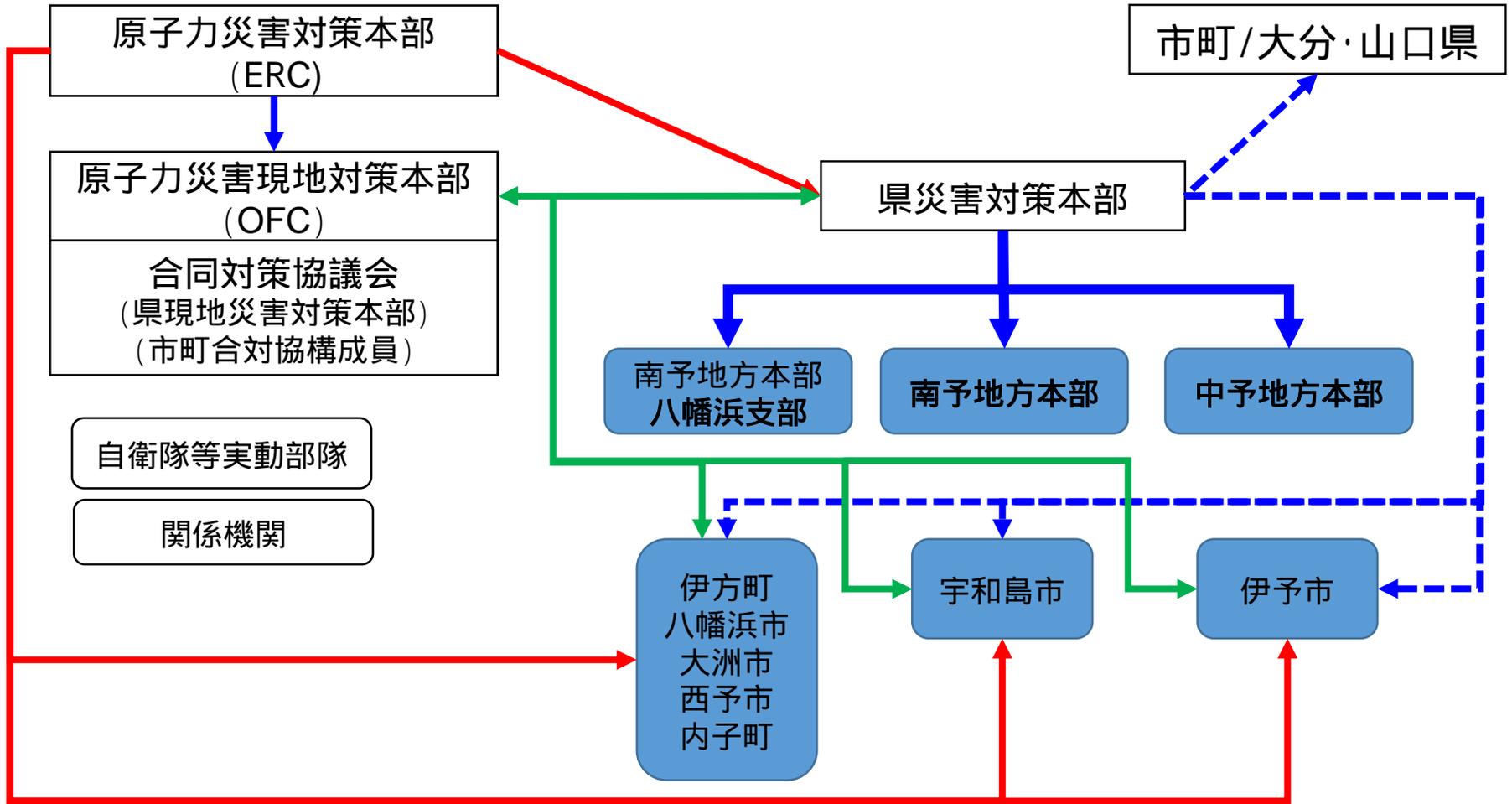


総括班(経産省職員等)による状況図の最新化



伊方発電所原子力災害対応体制(オフサイト)

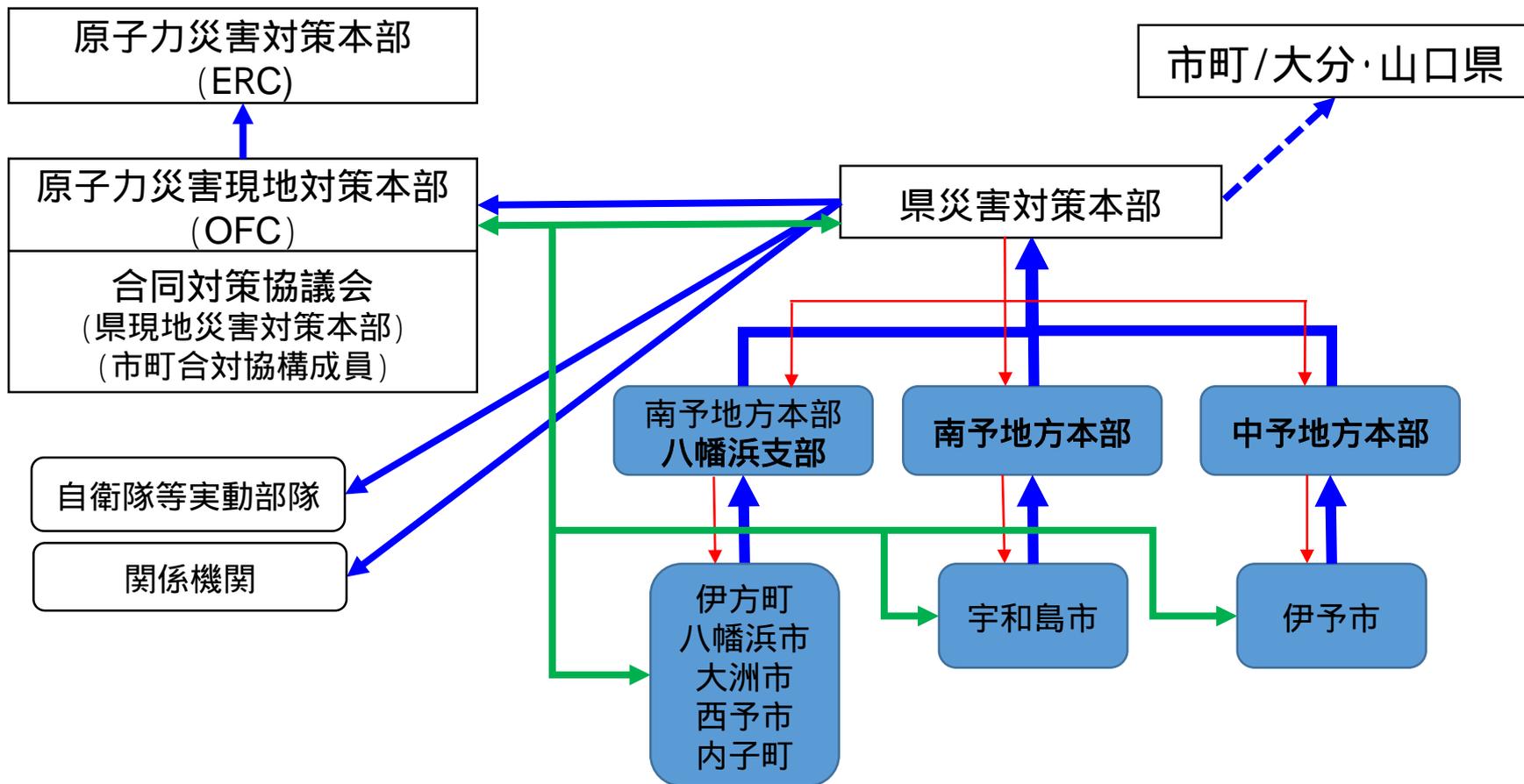




警戒事態においてはERC「原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長」から県、市町に対し要請文を発出すると同時にOFCに情報提供。また、施設敷地緊急事態においてはERC「原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長」から県、市町に対し要請文を発出すると同時にOFCに情報提供。さらに全面緊急事態以降においては、ERC「原子力災害対策本部長」から県、市町に対し指示文・公示文を発出すると同時にOFCにも情報提供。

「非常災害対策本部・原子力災害(事故)合同対策本部会議」後に開催する合同対策協議会では、「指示・告示文(要請文)」に基づき、実施方針の決定、緊急時モニタリング実施計画の確認等を実施。モニタリング情報等を県災害対策本部へ情報提供。

県災害対策本部は、OFCからの情報を重点市町はじめ、関係機関に情報提供。



県災害対策本部は地方局・支局へ定期報告を指示。(地方局・支局は市町に指示)

各市町は管轄する地方局・支局へ被害状況・避難状況等定期報告

地方局・支局は管轄する市町情報を集約し、県災害対策本部へ報告

県災害対策本部で情報を集約し、OFC、県現地本部及び関係機関へ情報共有

OFCからERCへ情報共有

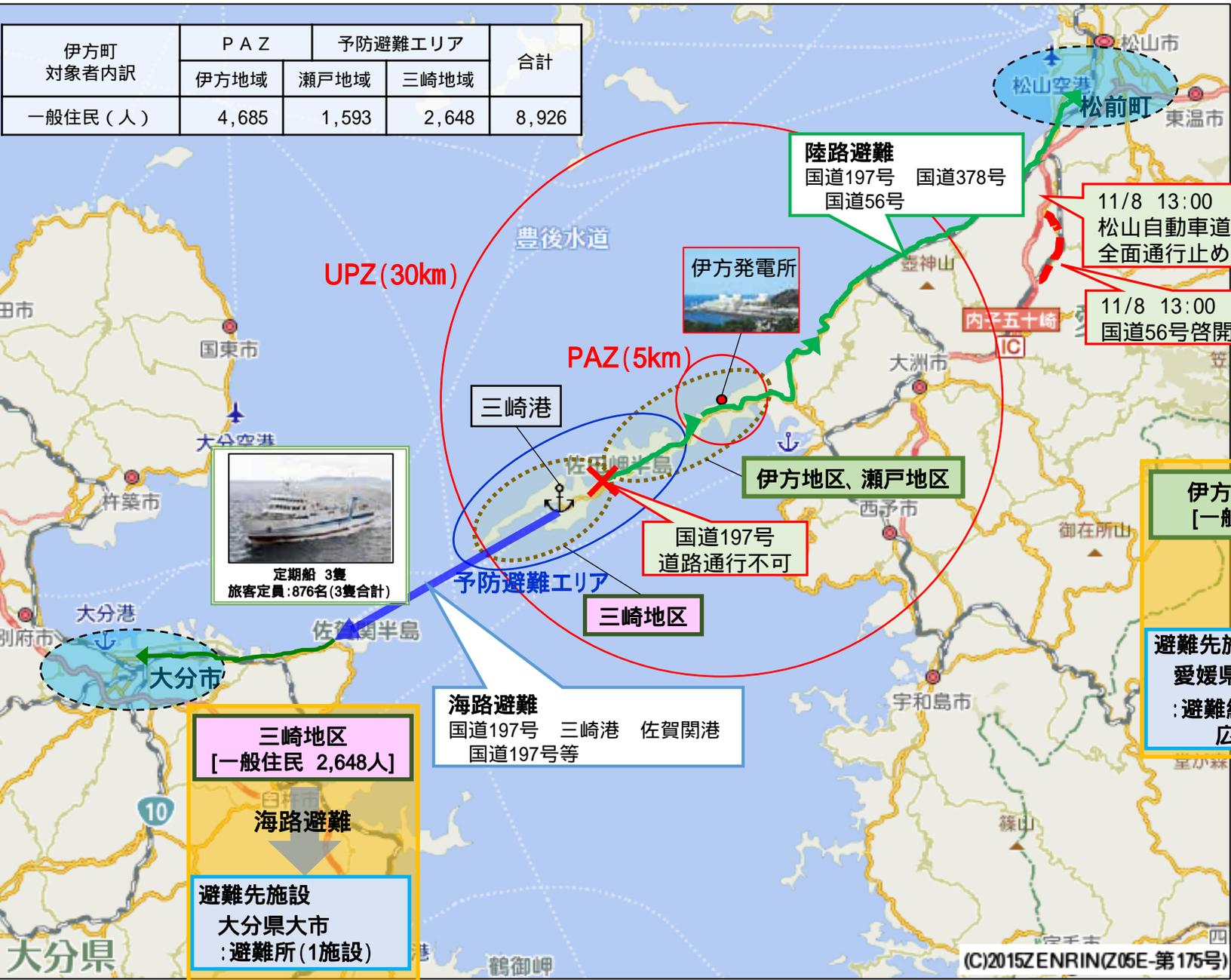
「非常災害対策本部・原子力災害(事故)合同対策本部会議」前に開催する合同対策協議会では、避難(準備)状況、国に対する住民避難に必要な支援要望等を会議に先立って要望等を取り纏める

ただし、原子力災害に特有の防護措置に係る調整は県災対本部と市町が直接やり取りする。

原則、緊急に確認を要する事由以外、むやみに問い合わせをしない方針とした。

全面緊急事態(15条)における避難の実施計画

伊方町 対象者内訳	PAZ		予防避難エリア		合計
	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域		
一般住民(人)	4,685	1,593	2,648		8,926



11/8 13:00
松山自動車道
全面通行止め解除

11/8 13:00
国道56号啓開完了

伊方地区、瀬戸地区
[一般住民 6,278人]

↓
陸路避難

避難先施設
愛媛県松前町
:避難経由所(1施設)
広域避難所(13施設)

三崎地区
[一般住民 2,648人]

↓
海路避難

避難先施設
大分県大市
:避難所(1施設)

避難の対象となる住民

四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアにおける、住民を対象
(対象者数 8,926人)

屋内退避の対象となる住民

四国電力株式会社伊方発電所のUPZにおける全ての住民を対象
(対象者数113,436人)

避難等に際しての基本的考え方

【PAZ・予防避難エリア】

- Ⅰ 伊方地域と瀬戸地域については、陸路により松前町の避難経由所(松前公園)への避難を実施。
- Ⅰ 三崎地域については、道路寸断により陸路からの避難が出来ないため、海路により大分県への避難を実施。
- Ⅰ 避難にあたっては、安定ヨウ素剤の配布を受け服用を実施。

【UPZ】

- Ⅰ UPZについては、屋内退避を実施。

26年度

指 示 文

内閣府原防第3号
平成26年11月2日 時 分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
七尾市長 殿
羽咋市長 殿
中能登町長 殿
輪島市長 殿
穴水町長 殿
宝達志水町長 殿
かほく市長 殿
氷見市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北陸電力株式会社志賀原子力発電所第2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の住民は、**避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用**すること。
- ・北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)の住民は、**屋内退避**すること。
- ・PAZ、UPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、**防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意**すること。
- ・住民にその旨周知されたい。

27年度

指 示 文

平成27年11月8日 時 分

愛媛県知事 殿
山口県知事 殿
伊方町長 殿
八幡浜市長 殿
大洲市長 殿
西予市長 殿
宇和島市長 殿
伊予市長 殿
内子町長 殿
上関町長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

四国電力株式会社伊方発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- ・四国電力株式会社伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアの住民は、**安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること**。ただし、予防避難エリアである佐田岬半島で道路の寸断が生じているため、**陸路による避難が困難な地域については、屋内退避をしつつ、順次海路等による避難**をすること。
- ・愛媛県八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町及び山口県上関町のうち四国電力株式会社伊方発電所のUPZの住民は、**屋内退避**すること。
- ・PAZ、予防避難エリア及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、**防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意**すること。



原子力緊急事態宣言(11月8日 15:35)



原子力事故対策本部・非常災害対策本部合同会議傍聴(11月8日 15:40)

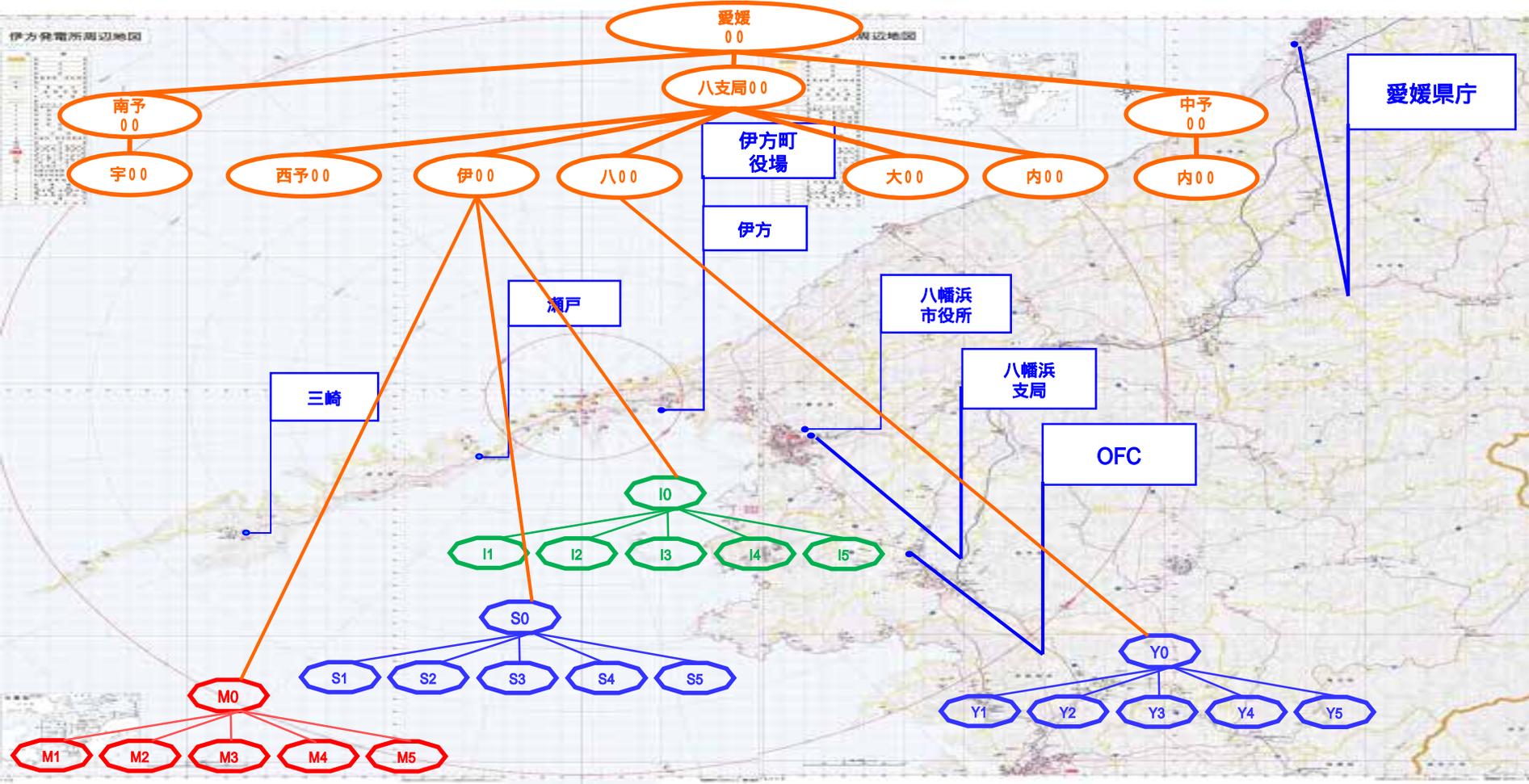


第1回合同対策協議会(11月8日 16:05)

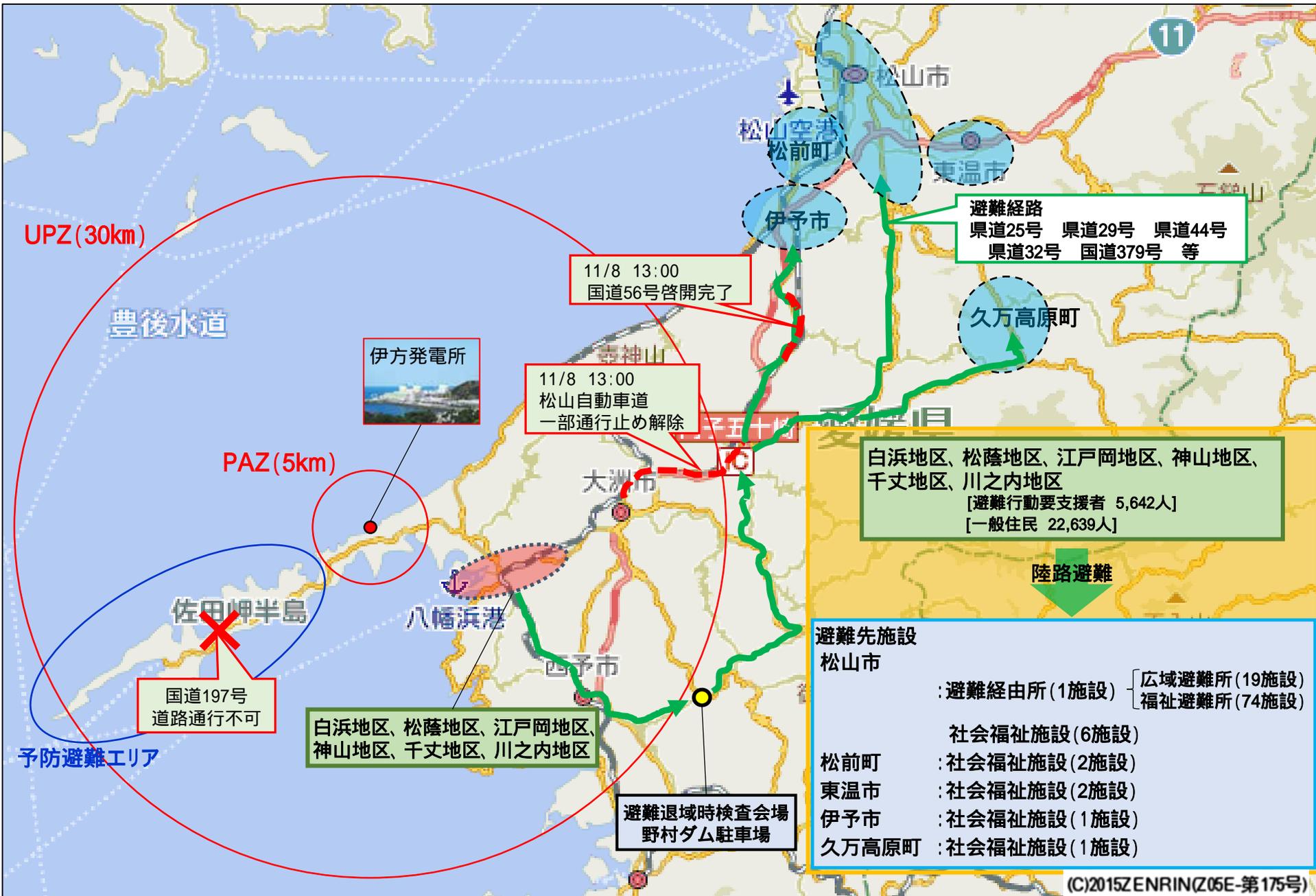


空地からの道路混雑把握、交通統制・規制、車両梯隊誘導の有効性
各指揮所と避難状況のリアルタイム情報共有





バス梯隊等のGp内及びそのGpと災対本部との連絡体制等を組織化



一時移転等の対象となる地区

八幡浜市白浜地区、松蔭地区、江戸岡地区、神山地区、千丈地区、川之内地区

一時移転等に際しての基本的考え方

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。(対象者数 28,281人)
- 1 一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ一時移転を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

伊方町 対象者内訳	PAZ		予防避難エリア		合計
	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域		
施設敷地緊急事態 要避難者(人)	744	289	412		1,445



施設敷地緊急事態要避難者 避難状況

伊方地域、瀬戸地域 [避難開始 607人]	三崎地域 [屋内退避中 321人]
--------------------------	----------------------



避難先施設	
松前町	: 避難経由所(1施設) [広域避難所(13施設) 福祉避難所(8施設)]
松山市	: 社会福祉施設(3施設) : 医療機関(1施設) : 社会福祉施設(4施設)
東温市	: 社会福祉施設(2施設)
伊予市	: 社会福祉施設(1施設)
宇和島市	: 社会福祉施設(1施設)

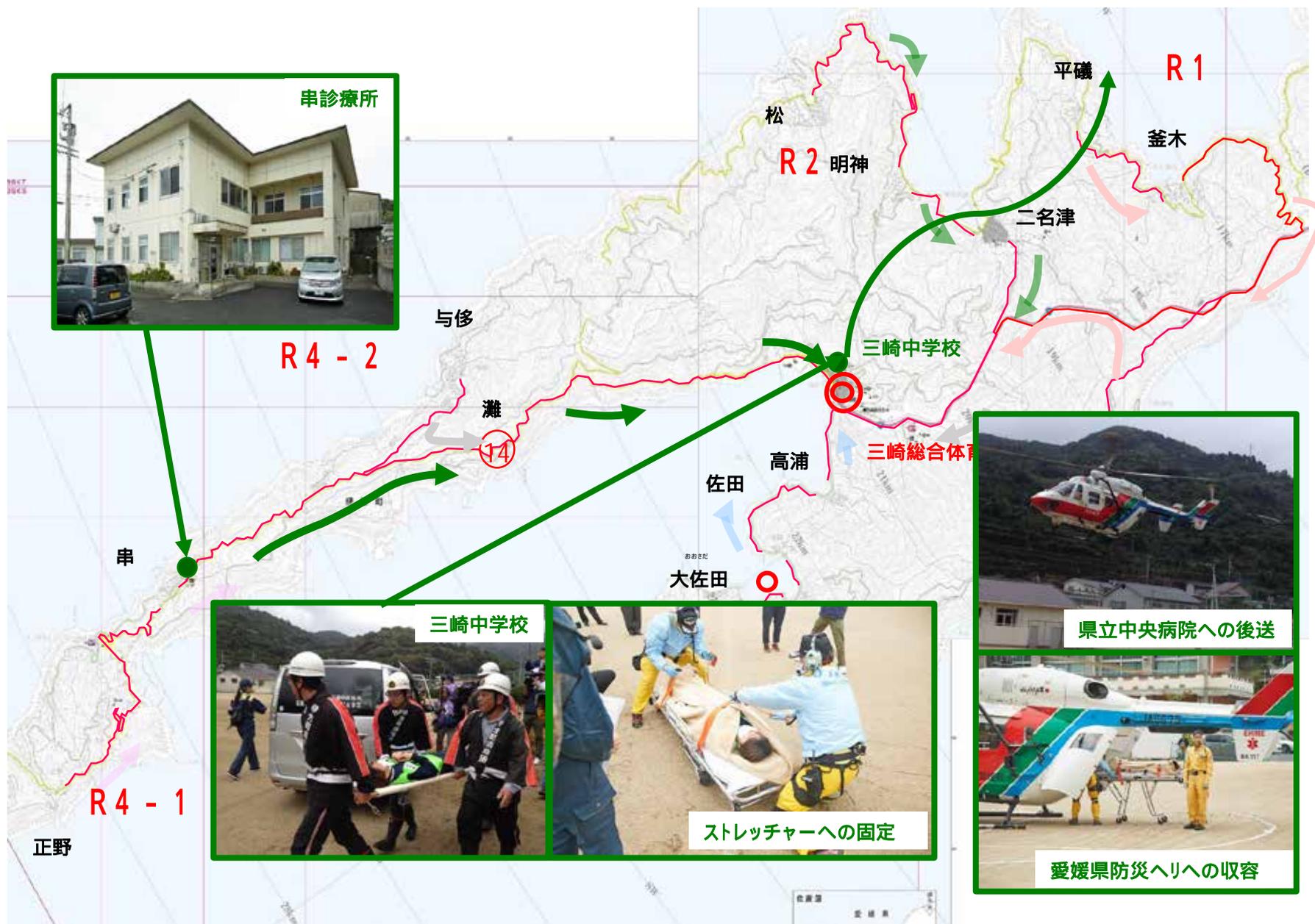
愛媛県原子力防災地図











R4 - 2

串

R4 - 1

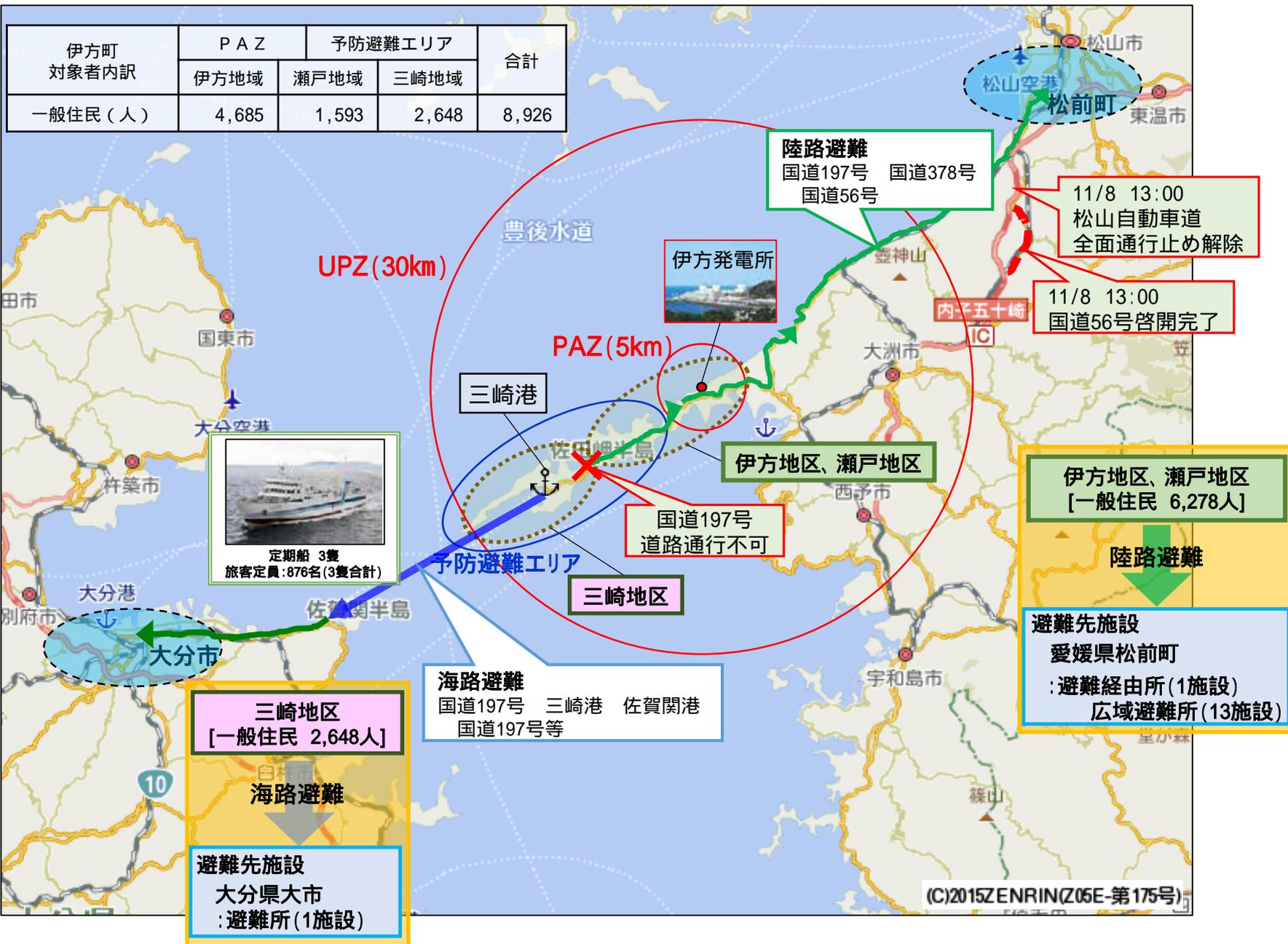
正野

三崎中学校

ストレッチャーへの固定

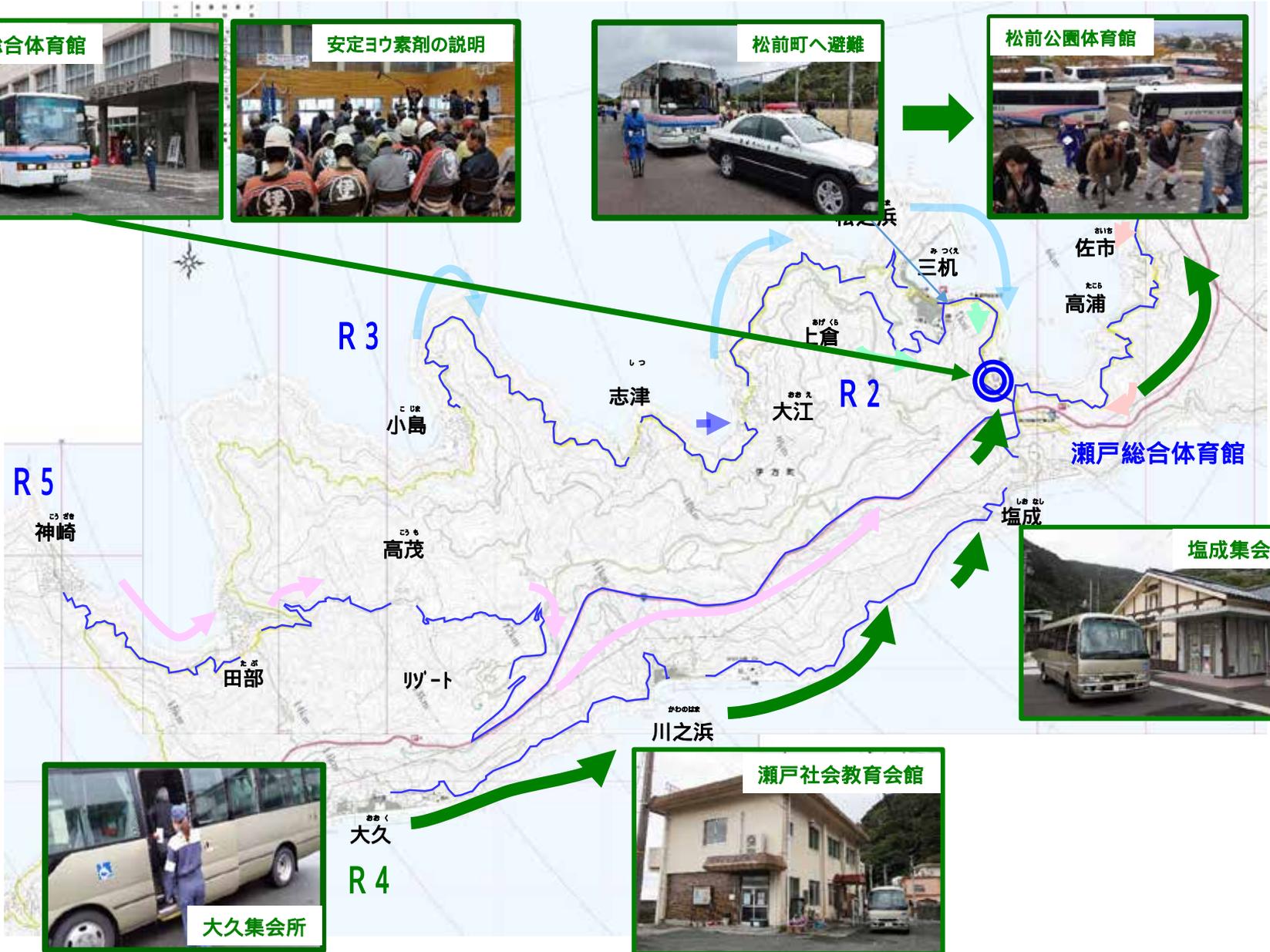
県立中央病院への後送

愛媛県防災ヘリへの収容

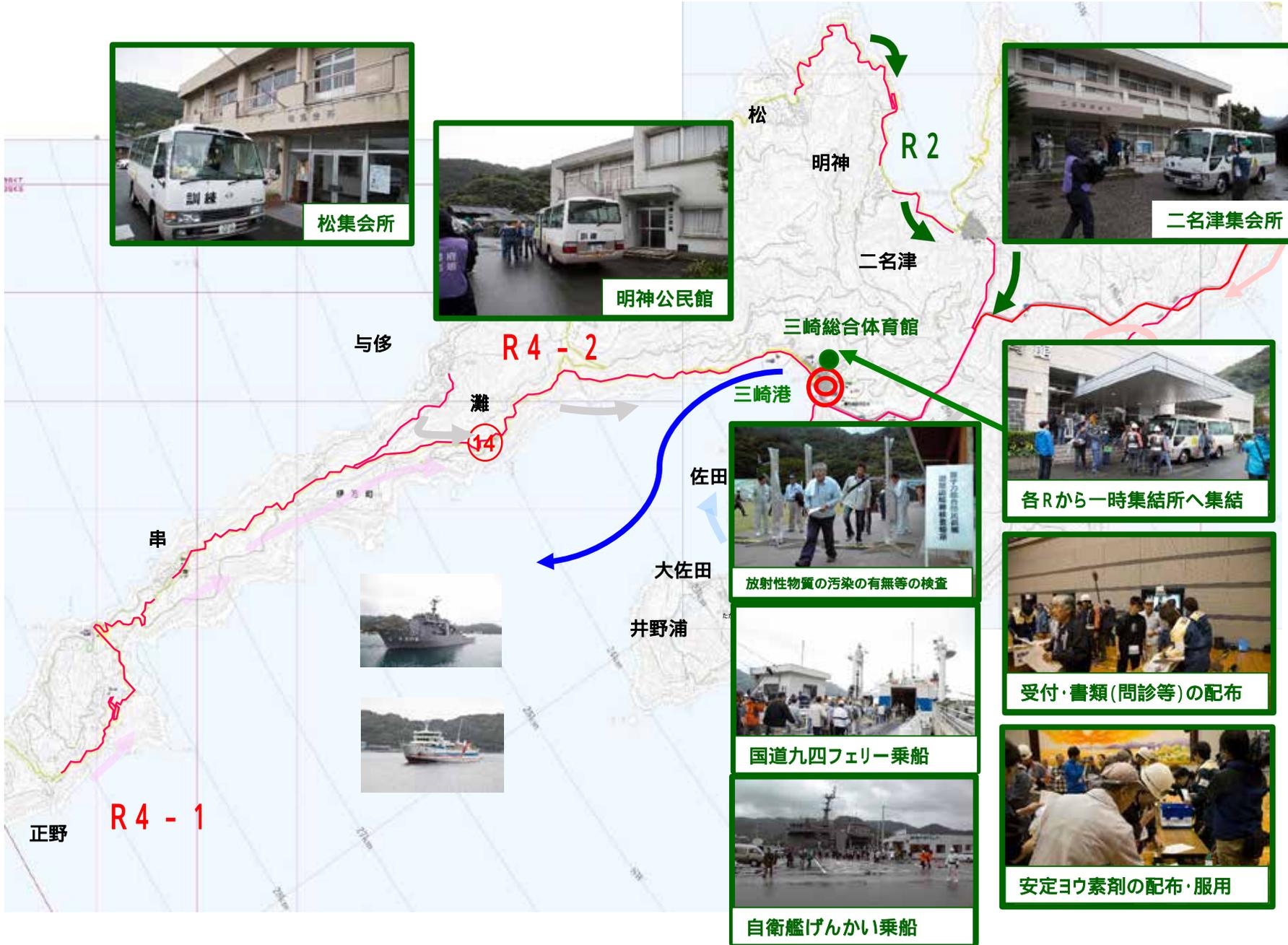




予防避難エリア内(瀬戸地域) R4の一般住民避難者訓練経路図



予防避難エリア内(三崎地域) R2の一般住民避難者訓練経路図





30km)

大分空港

杵築市

ホルトホール大分

大分港

大在港

佐賀関港

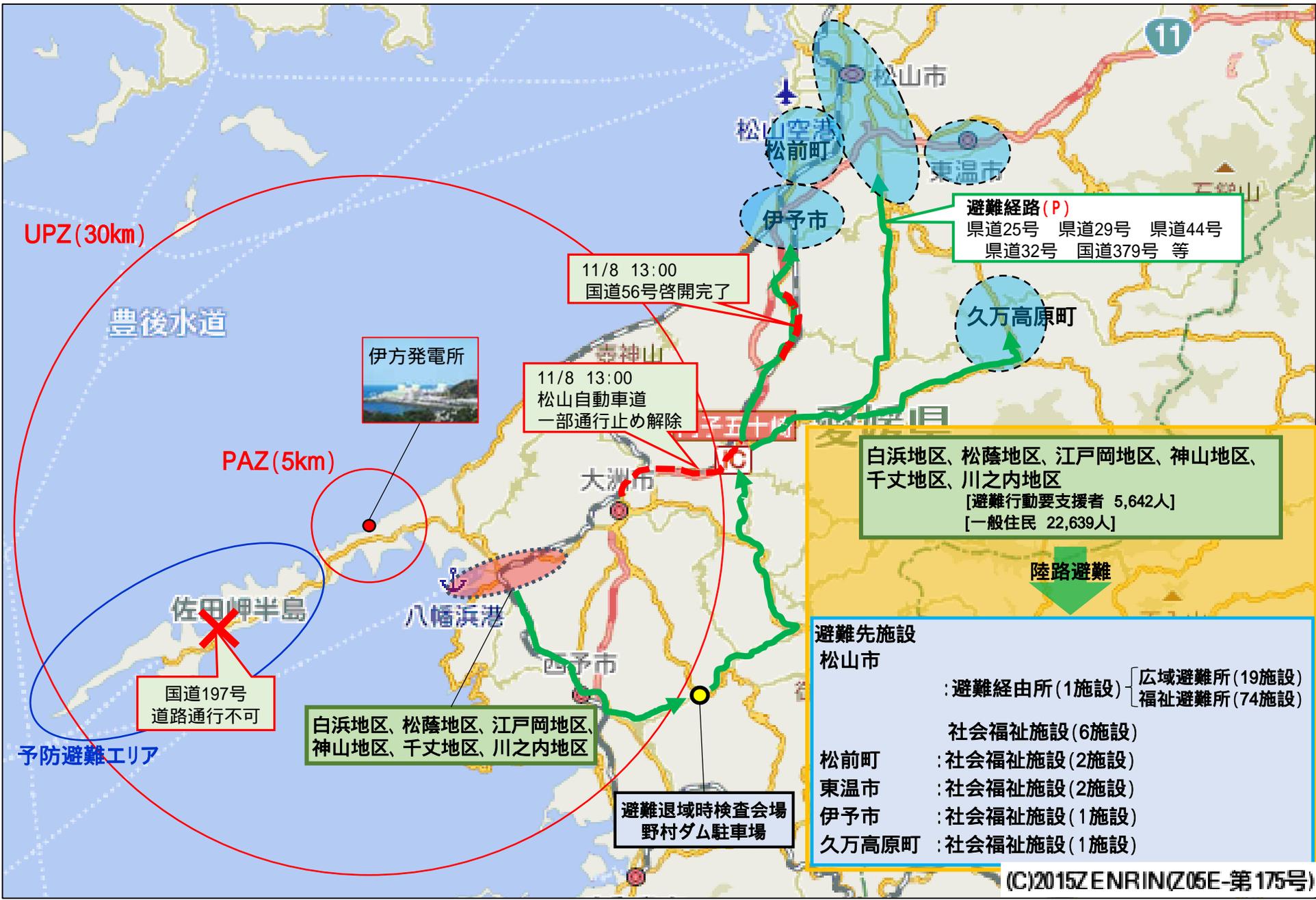
大分市

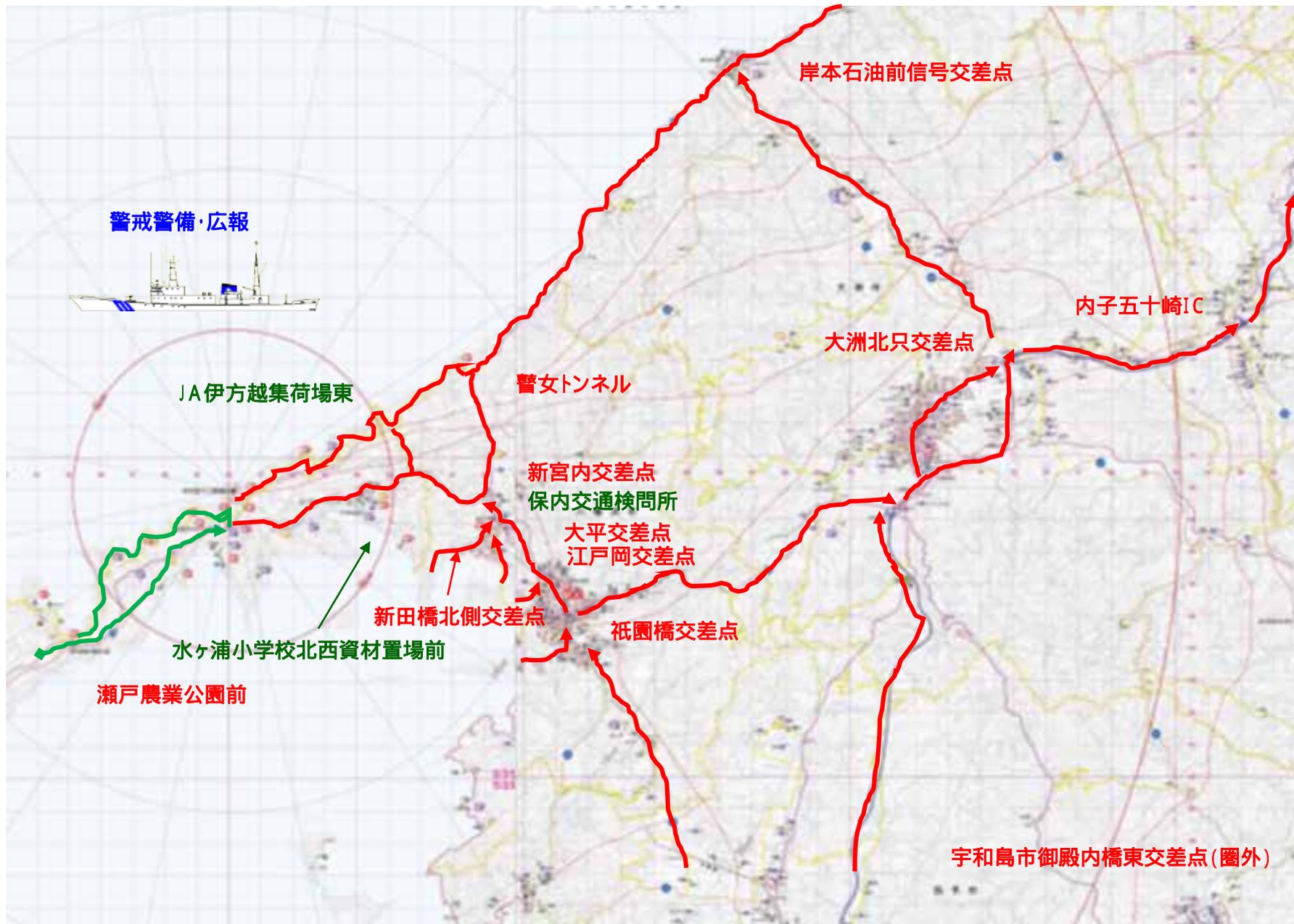
佐田岬半島

三崎港

予防避難エリア







予防避難エリア内(三崎地域)の住民避難における先導等訓練経路図

資料60



大分県警による先導・誘導

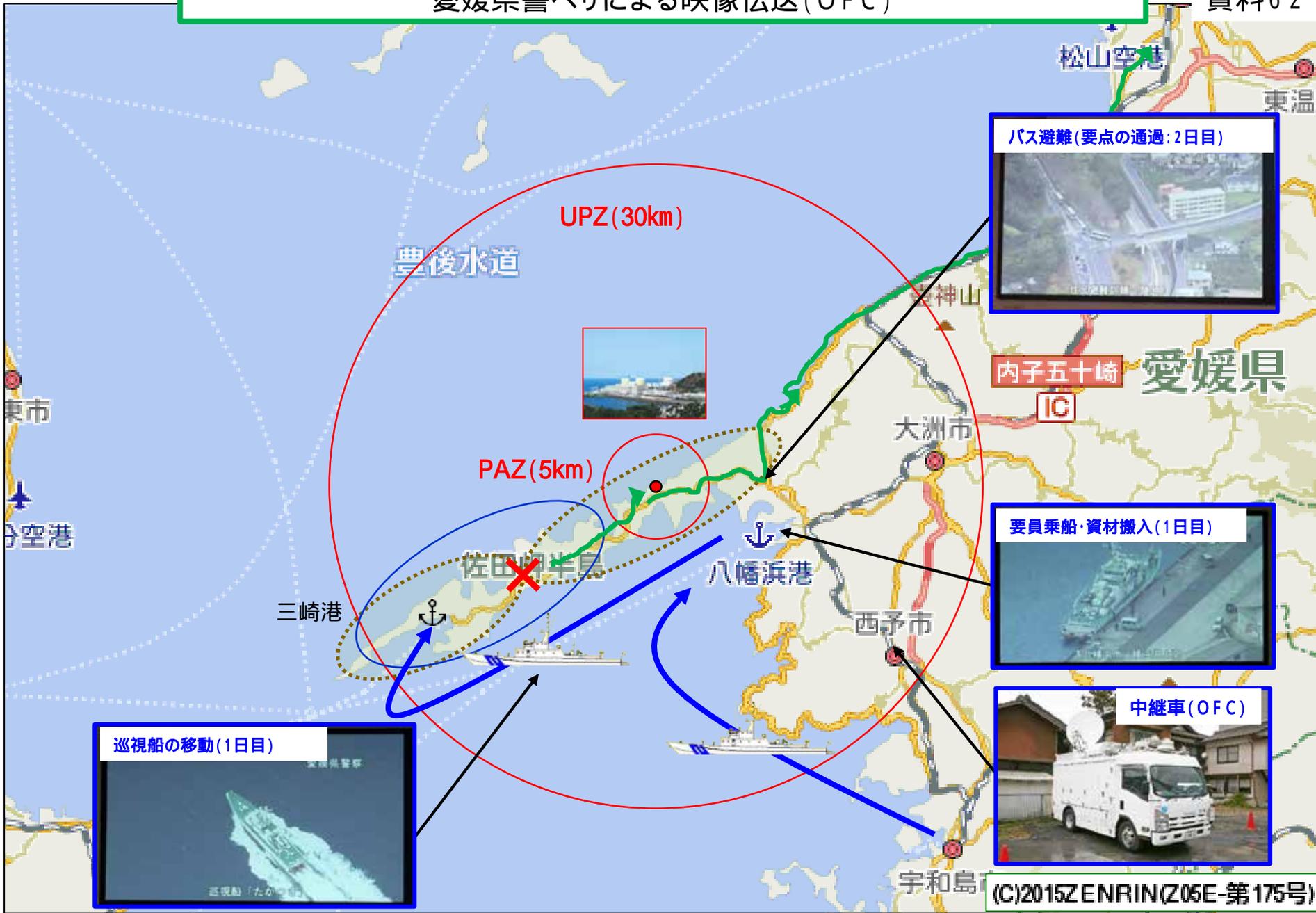
大分県警による先導(大在港)

大分県警による先導(国道197号)

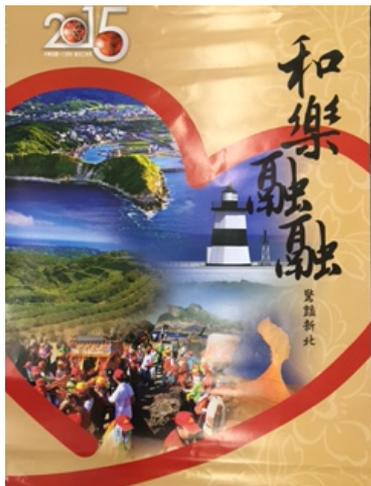
UPZ(30km)

PAZ(5km)





カレンダー提供:
台湾行政院原子能委員会



カレンダー表紙

台湾には稼働中の原子力発電所が3ヶ所ある。それぞれのE P Z圏内(半径8 km)の住民、公共場所等に原子力防災に係るカレンダーを毎年配布して住民理解を促進させている。カレンダーの一部に原子力防災関連のページがある。

は、避難時等の「家屋毎の状況標示用紙」である。上左半分の青い標示は、【屋内退避中】で、上部右半分の赤い標示は、【要避難支援者在宅】の標示である。下部左右の同一黄色の標示は、避難済みの標示で、1枚は、【避難済み標示】として、家屋に標示する。残り1枚は避難車両に標示する。各家屋の避難状況等、避難車両か否かの識別に有益である。

は、避難ルートを示したもので、第1及び第2原発(近接して同じ市にオーバーラップするため)を中心に、避難ルート及び避難退域時検査所の場所が記載されている。また、下段の表は、第1及び第2原発の各E P Z圏内の学校の児童・生徒の学校及び一対一対応の避難先の学校が記載されている。

は、原子力防災に係る留意事項が記載されている。

日常使用するカレンダーに記載し、日頃から普及させることは理解促進に大いに役立つと考えられ、屋内退避の理解、避難時の物心両面の準備等も促進される

屋内退避中

避難中車両標示

家屋毎の状況標示用紙

避難退域時検査所 (第1原発)

自宅に要援護者 在宅の標示

避難退域時検査所 (第2原発)

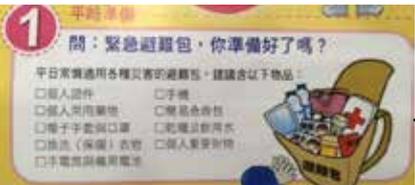
避難済み標示 (家屋用) 左右同一

避難ルート地図

EPZ内の学校の児童・生徒の避難先の学校の表 (一対一対応)

原子力防災の7つの留意事項

緊急避難の持出袋



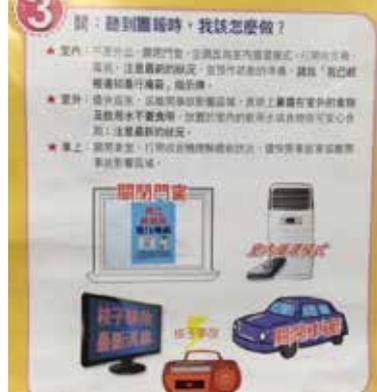
身分証明書、常備薬、帽子・手袋・マスク、着替え、電池、ファーストエイドキット、携行食・飲料、携帯電話、貴重品等の入れ組品を記載

原子力事故発生時の警報の手段



防災サイレン(鳴/止各1秒繰り返し)、広報車、テレビ、携帯電話エリアメール、防災行政無線等による情報収集を記載

警報時の防護措置



室内を閉め、不要な外出を控える。
車内では窓を閉める。

避難時の処置



ガス栓を閉め、電気を止め、戸締りして避難する。その際に、避難済み標示を自宅に張る。自家用車で避難する者は、同じ標示を車両に貼って避難する。また、自家用車で避難しない者は、一時集結所に集合して、シャトルバスで避難する。



原子力防災の7つの留意事項

要避難支援者が在宅する場合



要避難支援者が在宅の標示を自宅に貼り救援を待つ。

学校の生徒の避難要領等



基本的には、授業時EPZ圏内の学校の児童・生徒は、避難先の学校(一対一対応)へバスで避難する。

安定ヨウ素剤の服用法等



安定ヨウ素剤は、政府の指示に基づき服用する。大人は1錠、3歳から12歳の児童は、1/2錠、3歳以下の児童は、1/4錠、但し、安定ヨウ素剤の副作用の可能性のある大人、新生児、妊婦は、医師の問診を受けてから服用する。(また、原則40歳以上の大人は服用は自己判断にする。)

住民アンケート報告書

平成28年3月

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

目 次

1. 原子力総合防災訓練のアンケート実施概要.....	1
2. アンケートの目的.....	1
3. アンケート回答者の属性.....	1
4. アンケートの分析.....	1
4. 1 アンケートについて.....	1
4. 2 アンケートの分析方法.....	2
4. 3 アンケート結果の分析及び改善提案.....	2
4. 4 自由意見についての分析及び改善提案.....	9
5. 総評.....	10

1. 原子力総合防災訓練のアンケート実施概要

- 実施日時：平成27年11月9日（月）
- 実施場所：避難所他
- 対象者：伊方町、八幡浜市の訓練参加住民
- 回答人数：203名（内訳：伊方町170名、八幡浜市33名）

2. アンケートの目的

本年度実施された原子力総合防災訓練において、参加者アンケートを行い、これらの結果を分析のうえ改善策を検討し、今後の訓練に役立てることを目的として実施した。

3. アンケート回答者の属性

回答者の住まいは、「伊方町」が84%、「八幡浜市」が16%の構成であった。

回答者年齢は、「60代以上」が46%、「40～50代」が30%であり、40代以上が75%以上を占めた。

回答者の性別は、「男性」が62%、「女性」が7%であり、女性の参加が少ない傾向が見られた。

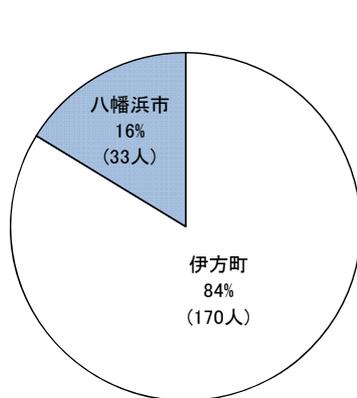


図 3-1 回答者の住まい

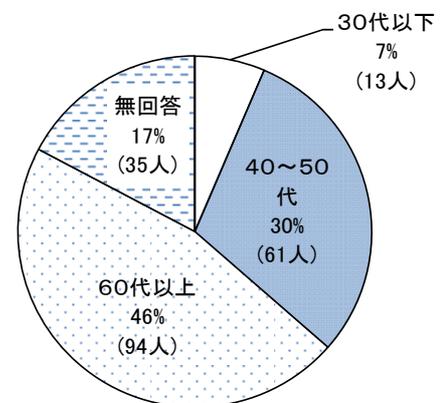


図 3-2 回答者の年齢

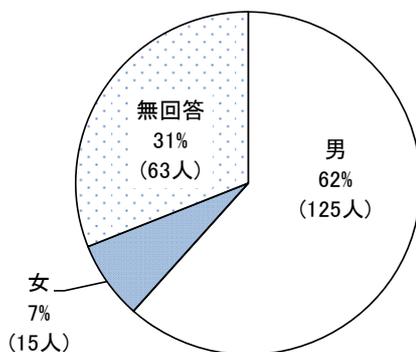


図 3-3 回答者の性別

4. アンケートの分析

4.1 アンケートについて

アンケートは、記入しやすさを考慮し、項目毎に達成度を選択肢から選択する方式とし、否定的な回答に対してはその要因の選択と自由記載により原因を特定しやすくする方法をとっている。アンケートの評価選択肢は、肯定側に「十分」と「概ね」、否定側に「一部」と「まったく」で構成される。

また、自由意見記載欄を設け、回答者の意見、感想等を吸い上げることとした。

4. 2 アンケートの分析方法

(1) 選択式の設問については集計結果をもとに実施した。

アンケート結果を肯定側（「十分」+「概ね」）、否定側（「一部」+「まったく」）に分類し、否定的な回答割合が10%を超える項目は、「改善の必要有り」として分析を行った。なお、この数値に統計的根拠はないが、十分に高い目標値であると考ええる。

(2) 自由意見については、意見の内容に基づき分類、集約して分析した。

4. 3 アンケート結果の分析及び改善提案

アンケートの選択項目の集計結果をまとめたものを表1に示す。否定的な回答割合が10%以上のものについて、強調表示とした。

表1 アンケート集計結果まとめ

No.	設問	回答割合	
		肯定的	否定的
1	(1) 避難計画 愛媛県広域避難計画を知っていますか？	84.7%	10.3%
2	原子力災害時、あなたの避難方法を知っていますか？ (一時集結場所・避難先・避難ルート等)	93.6%	2.5%
3	伊方町PAZ・予防避難エリアについて知っていますか？	72.4%	23.2%
4	住民広報（発電所の情報、避難指示など）は確実に伝わりましたか？	90.6%	1.5%
5	避難指示などは何により知りましたか？	—	—
6	避難はスムーズに行えましたか？	90.7%	5.4%
7	(2) 一時集結所の運営 一時集結所の運営は適切でしたか？（職員の対応含む） (伊方中学校・瀬戸総合体育館・三崎総合体育館・神山小学校)	85.2%	10.9%
8	(3) 避難所の運営 避難所の運営は適切でしたか？（職員の対応含む）	84.7%	10.8%
9	屋内退避は適切に行えましたか？	83.3%	5.9%
10	一般災害の対応も含めて何日分の食料・飲料等を準備していますか？	—	—
11	安定ヨウ素剤の配布、服用は適切に行えましたか？	82.3%	4.9%
12	避難退域時検査の運営は適切でしたか？（職員の対応含む）	77.8%	6.9%
13	(4) 一時移転 今一時移転は適切に行えましたか？ (八幡浜市の方で一時移転された方のみ対象)	72.7%	15.2%
14	(5) 有事の際の対応 今回の訓練を体験して避難は確実にできると感じましたか？	68.0%	22.2%

アンケート集計結果(表1)で、否定的な回答割合が10%を超える以下の6項目についての分析結果を示す。

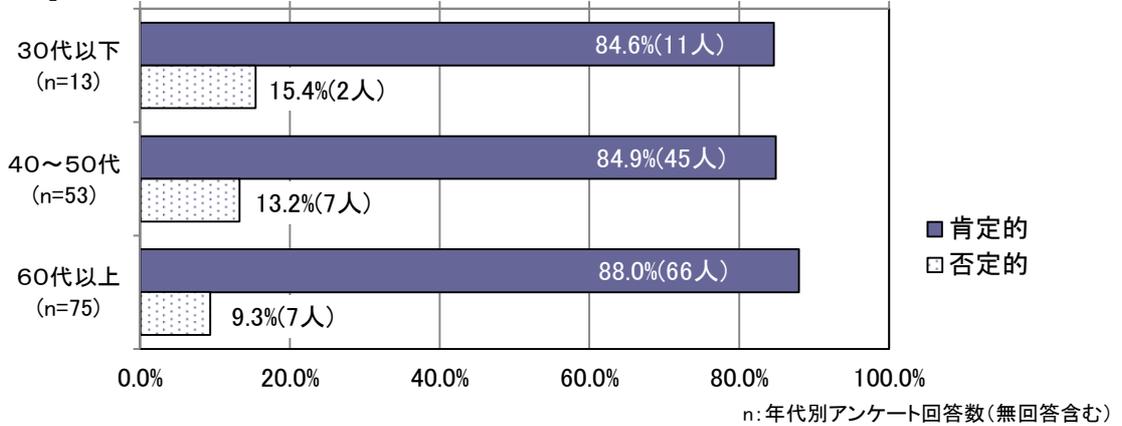
- | | | |
|------------|--------------------|--------------|
| (1) 広域避難計画 | (2) 伊方町PAZ・予防避難エリア | (3) 一時集結所の運営 |
| (4) 避難所の運営 | (5) 一時移転 | (6) 有事の際の対応 |

(1) 広域避難計画

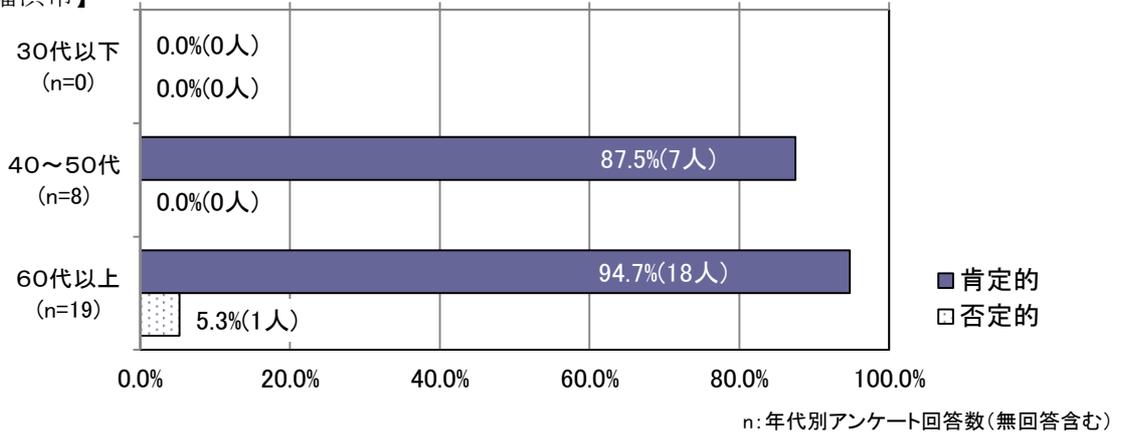
地区および年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-1 に示す。
伊方町の否定的回答の割合が高い傾向になっている。

図 4-1 地区および年代別の肯定的、否定的回答割合

【伊方町】



【八幡浜市】



本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。
上記の結果から判断した課題および改善策を表 4-1 に示す。

表 4-1 広域避難計画に関する課題および改善策

No.	課題	改善策
1	愛媛県広域避難計画を知らない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動による住民への周知 様々な広報手段（資料配布、HP、TV 等）により、広く住民へ周知していくことを推奨する。 ・ 説明会の開催 住民に理解していただくために、地区毎の説明会の実施を推奨する。

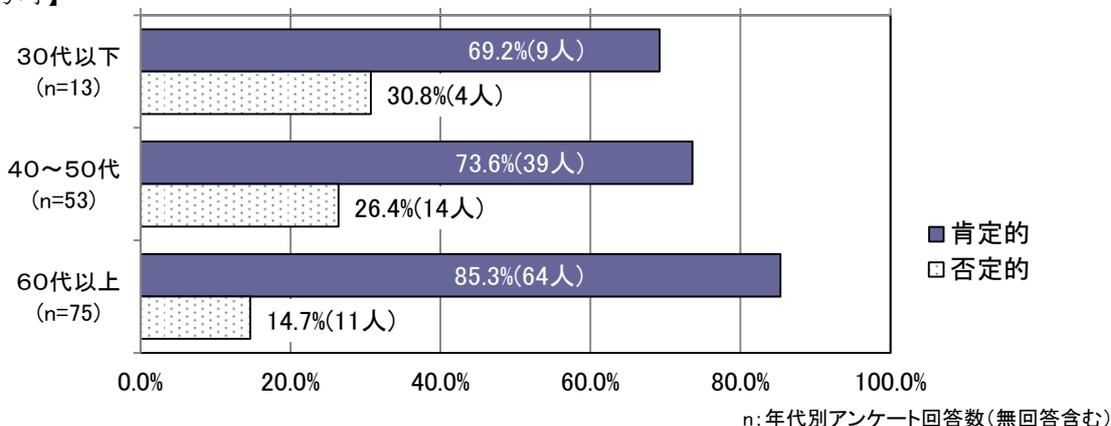
(2) 伊方町 P A Z ・ 予防避難エリア

地区および年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-1 に示す。

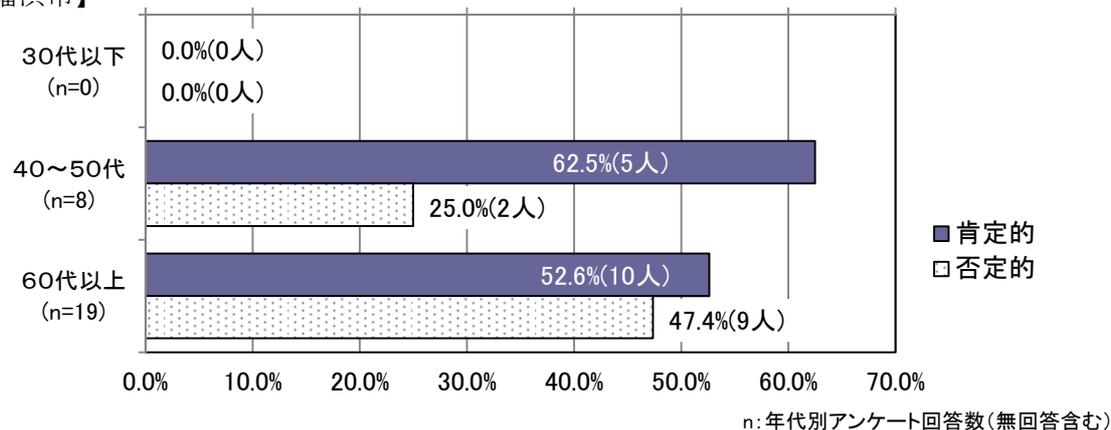
八幡浜市の 60 代以上の否定的回答の割合が非常に高い結果になっている。

図 4-2 地区および年代別の肯定的、否定的回答割合

【伊方町】



【八幡浜市】



本設問については、自由記述がなく分析ができないため、結果のみの記載とする。

上記の結果から判断した課題および改善策を表 4-2 に示す。

表 4-2 伊方町 P A Z ・ 予防避難エリアに関する課題および改善策

No.	課題	改善策
1	伊方町 P A Z ・ 予防避難エリアを知らない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動による住民への周知 様々な広報手段（資料配布、HP、TV 等）により、広く住民へ周知していくことを推奨する。 ・ 説明会の開催 住民に理解していただくために、地区毎の説明会の実施を推奨する。

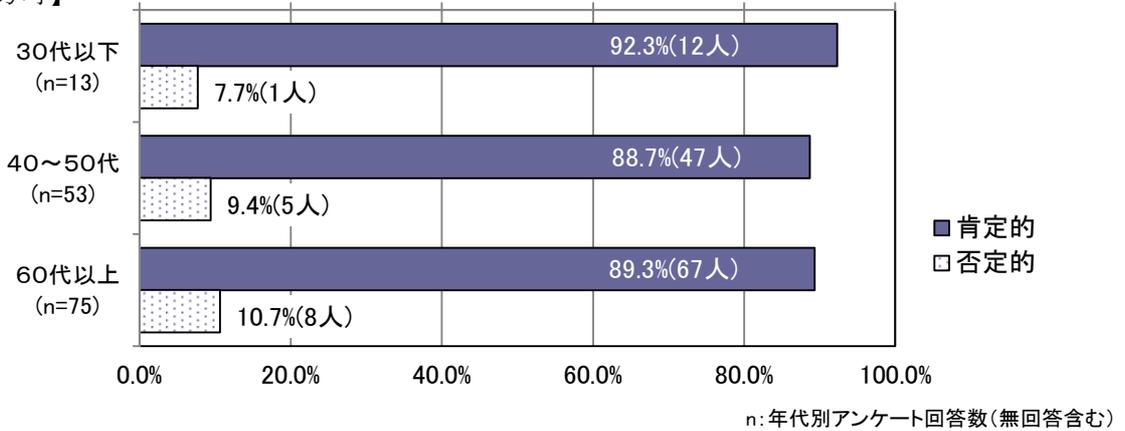
(3) 一時集結所の運営

地区および年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-2 に示す。

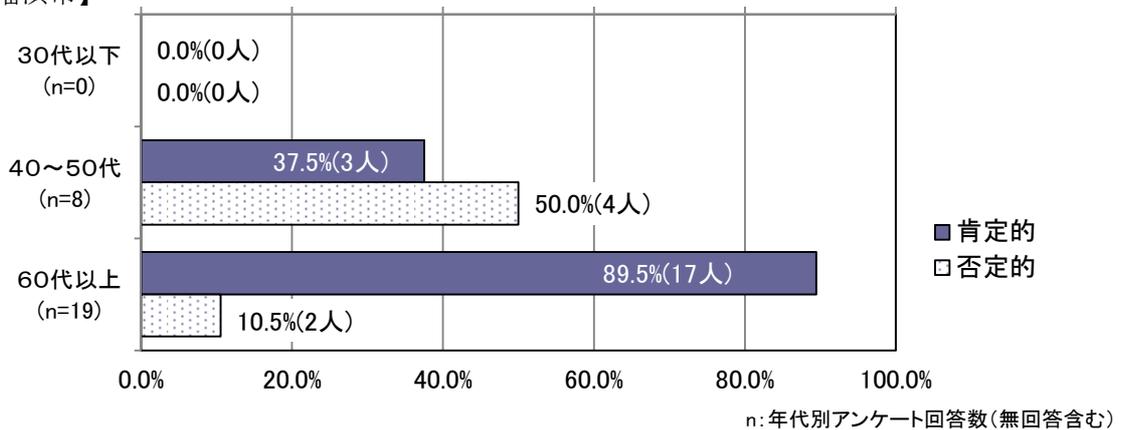
八幡浜市の 40～50 代の否定的回答の割合が高い傾向になっている。

図 4-3 地区および年代別の肯定的、否定的回答割合

【伊方町】



【八幡浜市】



主な否定的意見を以下に示す。

- ・ 想定時間より早く来た場合の臨機応変の対応ができてない。(伊方町)
- ・ 行政、消防団、各種の役割があやふやで、全体がとまどっていた。(伊方町)
- ・ 声が小さく、説明がよく聞き取れなかった。(八幡浜市)
- ・ 説明の音が聞こえにくい。マイクの準備を。(八幡浜市)

これらの否定的な意見から判断した課題および改善策を表 4-3 に示す。

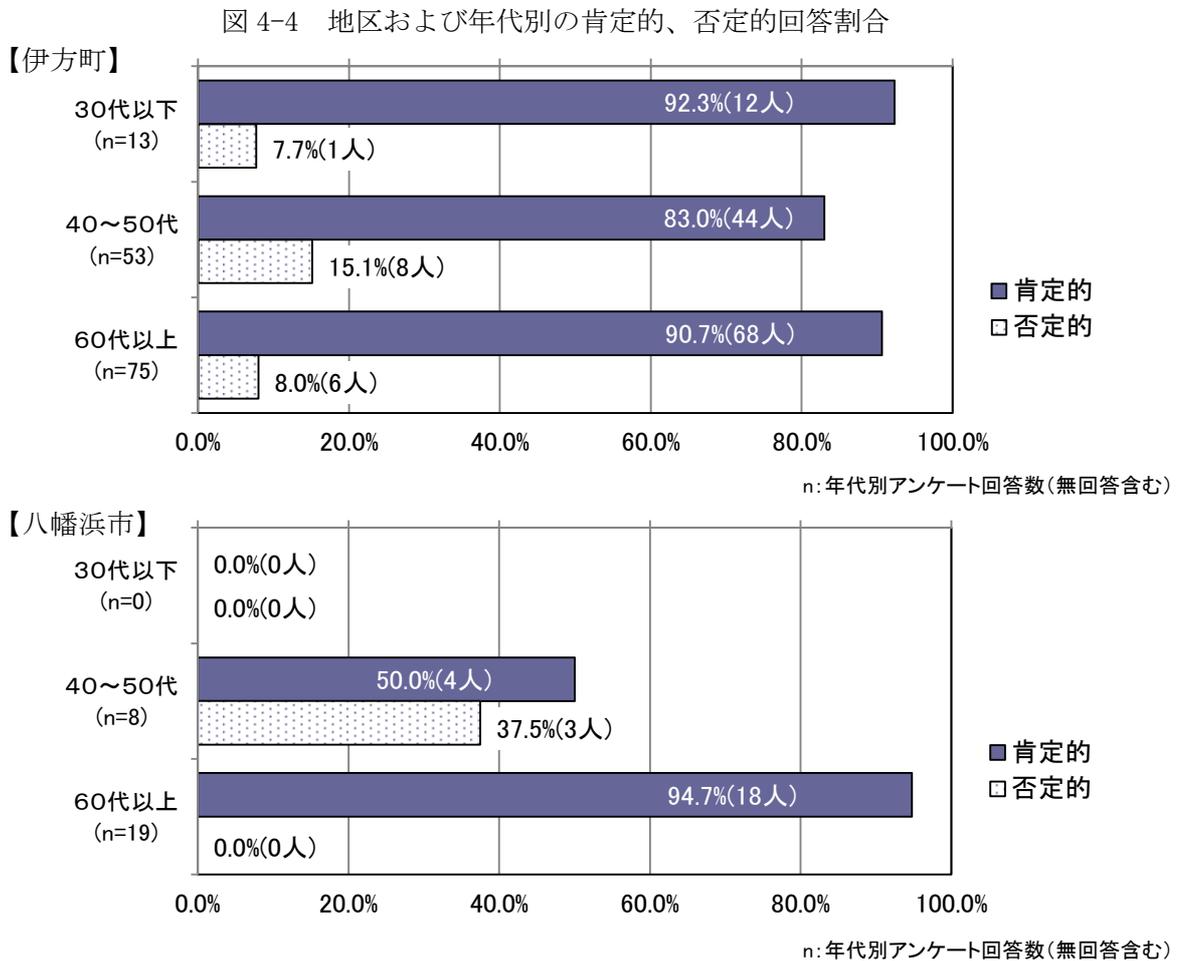
表 4-3 一時集結所の運営に関する課題および改善策

No.	課題	改善策
1	職員の対応 (役割が決まっていない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営マニュアルの策定 一時集結所の運営マニュアルを策定し、役割を明確にすることを推奨する。 ・ 訓練・教育・研修の実施 継続的に訓練・教育・研修を実施し、対応能力を高めることを推奨する。
2	一時集結所の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の充実 一時集結所に必要な設備の洗い出しを行い、必要な設備を設置することを推奨する。

(4) 避難所の運営

地区および年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-4 に示す。

伊方町、八幡浜市ともに 40～50 代の否定的回答の割合が高い傾向になっている。



主な否定的意見を以下に示す。

- ・避難住民に対しての案内等の不足。各場所に災害情報、避難情報、気象情報がリアルタイムに流れるディスプレイなど設置すべき。(伊方町)
- ・取材の方が多く、落ちつかなかった。(伊方町)
- ・屋外での時間が多すぎる。(伊方町)

これらの否定的な意見から判断した課題および改善策を表 4-4 に示す。

表 4-4 避難所の運営に関する課題および改善策

No.	課題	改善策
1	避難住民に対する情報提供が不足	<ul style="list-style-type: none"> ・運営マニュアルの策定 避難所の運営マニュアルを策定し、住民に提供する情報等を明確に定義することを推奨する。 ・設備の充実 情報提供に必要な設備を設置することを推奨する。
2	避難住民に配慮した避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営マニュアルの策定 避難所の運営マニュアルを策定し、運営を標準化することを推奨する。 ・訓練・教育・研修の実施 継続的に訓練・教育・研修を実施し、対応能力を高めることを推奨する。

(5) 一時移転

地区および年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-5 に示す。

40～50代、60代以上の否定的回答の割合が高い傾向になっている。

図 4-5 地区および年代別の肯定的、否定的回答割合

【八幡浜市】



n: 年代別アンケート回答数(無回答含む)

主な否定的意見を以下に示す。

- ・連携不足で時間が無駄になっていたと思う。(伊方町)
- ・屋外でバスを待ったため。(八幡浜市)

これらの否定的な意見から判断した課題および改善策を表 4-5 に示す。

表 4-5 一時移転に関する課題および改善策

No.	課題	改善策
1	避難住民に配慮した一時移転の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の見直し 避難者に配慮した一時移転計画の見直しを推奨する。

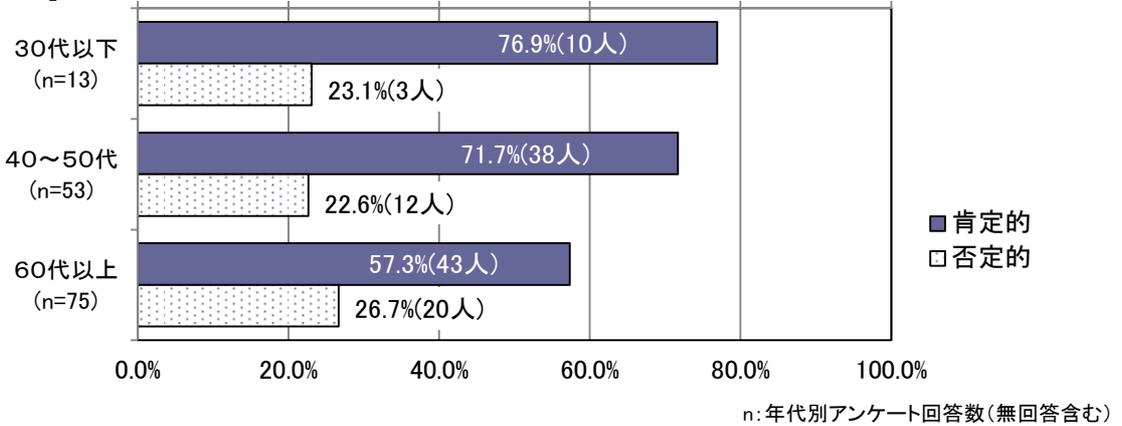
(6) 有事の際の対応

地区および年代別の肯定的、否定的回答割合を図 4-5 に示す。

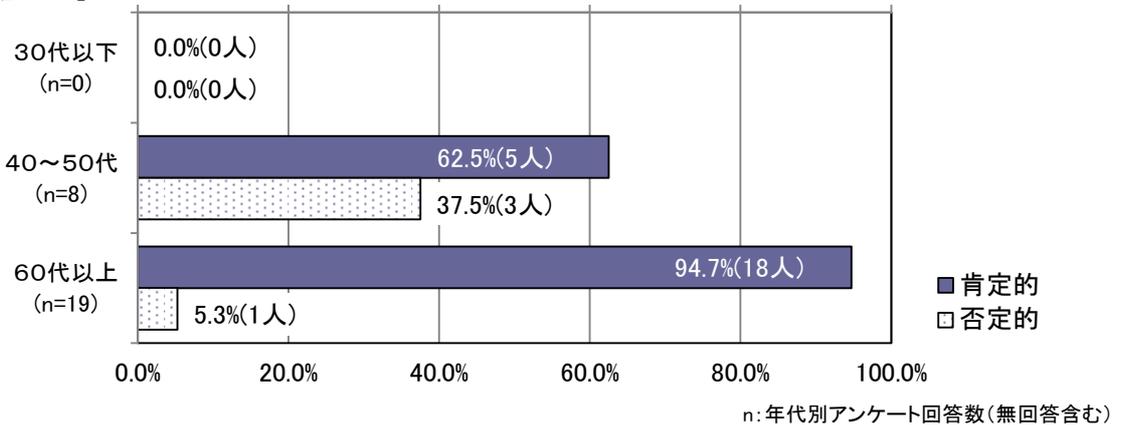
八幡浜市の 40～50 代の否定的回答の割合が高い傾向になっている。

図 4-6 地区および年代別の肯定的、否定的回答割合

【伊方町】



【八幡浜市】



主な否定的意見を以下に示す。

- ・ 原発の事故状況 197号線の通行可否、地区内の通行状況が不安です。(伊方町)
- ・ 道路の災害、港湾岸壁の破損、大量の人と車で混雑する。(伊方町)
- ・ 老人、子供、体の不自由な方などは難しいと思う。(伊方町)
- ・ 多くの住民が一時移転とかするととなると、なかなか難しいと思います。高齢者も多くなっているののでしっかりとした組織が必要だと思います。(八幡浜市)
- ・ 訓練のように落ち着いて行動するのは難しい。道路は、交通量も多くなり、今回以上に時間がかかるように感じる。(伊方町)

これらの否定的な意見から判断した課題および改善策を表 4-6 に示す。

表 4-6 有事の際の対応に関する課題および改善策

No.	課題	改善策
1	避難道路が不安 渋滞が不安 高齢者が多く不安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難計画の見直し 住民からの意見(声)を取り入れた避難計画への見直しを推奨する。
2	有事の際には訓練と同じような行動はとれない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練の継続実施 有事の際にも対応できるように、継続的な避難訓練の実施を推奨する。

4. 4 自由意見についての分析及び改善提案

(1) 訓練参加者

- ① 平日の訓練であったため、若年層の参加が少なく、高齢者が多い訓練であった。また、女性の参加者が少ない傾向が見られた。今後は、若年層および女性が参加できるような取組みが必要であると考ええる。

(2) 避難計画に関して

- ① 住民の約4割が愛媛県広域避難計画を読んだことがあるとの回答であり、避難に対する関心の高さが伺える。また、避難方法（避難先、避難ルート等）も約9割以上の住民が理解しており、非常に防災意識が高いと考える。
- ② 住民からは、避難手段、避難ルートに対する不安の意見が多くあげられており、住民の意見を取り入れた避難計画の再検討も必要ではないかと考える。

(3) 住民への情報伝達

- ① 住民への情報伝達手段は「防災行政無線」が主流であるが、今回は「緊急情報メールサービス」と回答する住民も多く見られた。「緊急情報メールサービス」は有効な報提供手段になっていくのではないかと考える。

(4) 避難訓練

- ① 住民の約9割が「できた」と回答しており、今回の避難訓練は良好であったと考える。
- ② 自由意見にも多く意見が出されているが、住民は有事の時に対応できるような訓練の継続実施を求めていると、継続的な訓練の実施が必要であると考ええる。
- ③ 想定外の被害があった場合、決められた通りには進まないなど訓練を懐疑的に思っている住民もおり、多様な状況を想定した訓練も必要ではないかと考える。
- ④ 訓練時にマスクが多く気になったとの意見があり、マスク対応も改善が必要と考える。

(5) 避難所等の運営

- ① 「適切であった」との意見が多数であるが、運営に関する課題（マイクの準備、住民への情報提供手段等）もいくつか挙げられており、改善が必要と考えられる。

(6) いざという時の備え

- ① 住民の防災意識は高いが、食料・飲料等の準備をしていない住民が4割程度おり、食料・飲料等の備蓄の推奨が必要と考えられる。

(7) 今後の取り組み

- ① 住民アンケートからは、今回の訓練は良好であったことが伺える。
一方、有事の際に今回と同じ行動がとれるのか、避難計画は大丈夫か等の不安の声が多くあげられている。これら住民の不安を解消する取り組み（現実の状況に即した定期的な訓練、住民を対象とした防災教育、避難計画の改善等）を実施していくことが望まれる。

5. 総評

住民アンケート結果を分析すると、全体的に良好であったと思われる。

しかし、良好な中でも、一時集結所や避難所の運営に不満、避難計画（避難ルート・避難手段）が不安との意見があげられている。

一時集結所や避難所の運営に関しては、避難者に配慮した運営が必要である。一時集結所や避難所の運営マニュアルを作成し、運営担当となる職員への継続的な教育をすることで改善可能であると考ええる。また、資機材に対する不満も一部あがっており、必要な資機材の設置を望む。

避難計画に関しては、避難ルート、避難手段、交通渋滞等住民から多くの不安であるとの意見があげられている。住民の意見を取り入れた避難計画の再検討も必要ではないかと考える。

また、多くの住民から、継続した避難訓練が必要との声もあがっており、継続した住民避難訓練の実施、住民を対象とした防災教育の実施等を行っていくことを推奨する。

以上